

# 広島市報

定期第1050号  
平成29年11月30日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 条 例

- 広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（第30号）.....10
- 広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（第31号）.....10
- 広島市児童館条例の一部を改正する条例（第32号）.....11
- 広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例（第33号）.....11

### 規 則

- 広島市事務組織規則の一部を改正する規則（第49号）.....11
- 広島市宅地造成等規則法施行細則の一部を改正する規則（第50号）.....11

### 告 示

- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定.....11
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....11
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....12
- 介護保険法による指定事業者の指定.....12
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止.....13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....13
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....13
- 開発行為に関する工事の完了.....14
- 出納員の事務の一部委任.....14
- 市営住宅の家賃の変更.....14
- 自転車等の所有権の取得.....16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

- 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新.....16
- 市営店舗の使用料の決定及び市営店舗の廃止.....16
- 広島市市税条例による寄附金の指定の取消し.....16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業所等の変更.....17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止.....18
- 広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託.....18
- 公共下水道の供用開始.....18
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場の下水の処理開始.....19
- 農業集落排水処理施設の供用開始.....19
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新.....19
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定 2件.....	20	○放置自転車の撤去（東区） 6件.....	30
○建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定並びに工程に関する中間検査の実施.....	21	○放置自転車等の撤去（南区）.....	30
○開発行為に関する工事の完了.....	22	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	30
○市営住宅等附設駐車場の区画の廃止.....	22	○放置自転車等の撤去（南区）.....	30
○平成29年第4回広島市議会臨時会の招集.....	22	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	31
○自転車等の所有権の取得.....	22	○道路の区域変更（南区）.....	31
○土地区画整理法による広島市沼田町伴土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	22	○道路の供用開始（南区）.....	31
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出.....	23	○放置自転車等の撤去（南区）.....	31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....	23	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止.....	23	○放置自転車等の撤去（南区） 4件.....	31
○市営住宅の家賃の変更.....	24	○建築基準法による道路の位置の指定（南区）.....	32
○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止.....	27	○放置自転車等の撤去（南区）.....	32
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止.....	27	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....	32
○放置自転車等の撤去（中区）.....	27	○放置自転車等の撤去（西区） 9件.....	32
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	27	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	33
○放置自転車等の撤去（中区） 4件.....	27	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐南区）.....	33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	28	○路線名等を定める法定外公共物の指定変更（安佐南区）.....	33
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....	28	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	28	○道路の区域変更（安佐南区）.....	33
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	28	○道路の供用開始（安佐南区）.....	34
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	28	○路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐南区）.....	34
○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....	28	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....	34
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	28	○上町屋光洋区自治会の清算終了（安佐北区）.....	34
○放置自転車等の撤去（中区） 5件.....	29	○路線名等を定める法定外公共物の指定変更（安佐北区）.....	34
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....	29	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....	34
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....	29	○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）.....	35
		○路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐北区）.....	35
		○路線名等を定める法定外公共物の指定変更（安佐北区）.....	35
		○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....	35
		○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....	35
		○道路の区域変更（安佐北区）.....	35

- 道路の供用開始（安佐北区）.....36
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）.....36
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....36
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....36
- 放置自転車の撤去（安芸区）.....36
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....36
- 道路の区域変更（安芸区）.....37
- 道路の供用開始（安芸区）.....37
- 建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）.....37
- 放置自転車の撤去（安芸区）.....37
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....37
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....37
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....37
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の一部廃止（佐伯区）.....37
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....38
- 路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）.....38
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....38
- 道路の区域変更（佐伯区）.....38
- 道路の供用開始（佐伯区）.....38
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....38
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....38
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）.....39
- 都市公園法による都市公園の設置（佐伯区）.....39
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....39
- 選 管 告 示**
- 平成29年10月9日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....39
- 平成29年10月25日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....40
- 区 選 管 告 示**
- 平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（中区）.....40
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（中区）.....40

- 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（中区）.....40
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（中区）.....40
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....41
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....41
- 平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（中区）.....41
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（中区）.....41
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....41
- 平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（中区）.....41
- 平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（中区）.....41
- 平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（中区）.....42
- 平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧（中区）.....42
- 平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場の設置（中区）.....42
- 平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所の設置（中区）.....42
- 平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の設置（中区）.....42
- 平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....42

○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....	42	き者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（東区）.....	44
○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（中区）.....	42	○平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（東区）.....	44
○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時（中区）.....	43	○平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（東区）.....	44
○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（中区）.....	43	○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴う選任（東区）.....	45
○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（中区）.....	43	○平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場の設置（東区）.....	45
○平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（東区）.....	43	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所の設置（東区）.....	45
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（東区）.....	43	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の設置（東区）.....	45
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（東区）.....	43	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....	45
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所の指定（東区）.....	43	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....	45
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....	44	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（東区）.....	45
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....	44	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時（東区）.....	46
○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（東区）.....	44	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....	46
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（東区）.....	44	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（東区）.....	46
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....	44	○平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧（南区）.....	46
○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（東区）.....	44	○平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲	

示場の設置 (南区).....	46	選挙における期日前投票所の設置 (南区).....	48
○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置 (南区).....	46	○平成29年11月12日執行の広島県知事 選挙における投票所の開閉時刻の繰り上げ (南区).....	48
○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置 (南区).....	46	○平成29年11月12日執行の広島県知事 選挙における投票区の投票管理者及びその 職務を代理すべき者の選任 (南区).....	48
○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙において、在外選挙人名簿に登録さ れている選挙人が期日前投票を行うことが できる期日前投票所の指定 (南区).....	46	○平成29年11月12日執行の広島県知事 選挙における期日前投票所の投票管理者及 びその職務を代理すべき者の選任 (南区).....	48
○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の開閉時刻の繰り上 げ (南区).....	47	○平成29年11月12日執行の広島県知事 選挙における投票記載所の候補者の氏名等 の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所 及び日時 (南区).....	49
○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任 (南区).....	47	○平成29年11月12日執行の広島県知事 選挙における開票の場所及び日時 (南区).....	49
○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任 (南区).....	47	○平成29年11月12日執行の広島県知事 選挙における開票管理者及びその職務を代 理すべき者の選任 (南区).....	49
○平成29年10月22日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時 (南区).....	47	○平成29年11月12日執行の広島県知事 選挙における開票に関し、候補者から届出 のあった開票立会人となるべき者が10人 を超えるときのくじ又は同一の政党その他 の政治団体に属する候補者の届出に係るも のが3人以上あるときのくじを行う場所及 び日時 (南区).....	49
○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時 (南区).....	47	○平成29年10月22日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置 (西区).....	49
○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任 (南区).....	47	○平成29年10月22日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所 (西区).....	49
○平成29年10月22日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が10人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが3人以上あるときのくじ を行う場所及び日時 (南区).....	47	○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置 (西区).....	49
○平成29年10月22日執行の衆議院比例 代表選出議員選挙における開票に関し、名 簿届出政党等から届出のあった開票立会人 となるべき者が10人を超えるときのくじ を行う場所及び日時 (南区).....	48	○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置 (西区).....	50
○平成29年10月22日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所 (南区).....	48	○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙において、在外選挙人名簿に登録さ れている選挙人が期日前投票を行うことが できる期日前投票所の指定 (西区).....	50
○平成29年11月12日執行予定の広島県 知事選挙におけるポスター掲示場の設置 (南区).....	48	○平成29年10月22日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任 (西区).....	50
○平成29年11月12日執行の広島県知事 選挙における投票所の設置 (南区).....	48	○平成29年10月22日執行予定の衆議院 議員総選挙における期日前投票所の投票管 理者及びその職務を代理すべき者の選任 (西区).....	50
○平成29年11月12日執行の広島県知事		○平成29年10月22日執行の衆議院小選	

<p>挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（西区）.....50</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（西区）.....50</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....50</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（西区）.....50</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（西区）.....51</p> <p>○平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧（西区）.....51</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者の変更（西区）.....51</p> <p>○平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場の設置（西区）.....51</p> <p>○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所の設置（西区）.....51</p> <p>○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の設置（西区）.....51</p> <p>○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....51</p> <p>○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....51</p> <p>○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（西区）.....52</p> <p>○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時（西区）.....52</p> <p>○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....52</p> <p>○平成29年11月12日執行の広島県知事</p>	<p>選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（西区）.....52</p> <p>○平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐南区）.....52</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安佐南区）.....52</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）.....52</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所の指定（安佐南区）.....53</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....53</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....53</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....53</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安佐南区）.....53</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....53</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....53</p> <p>○平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人をこえるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....54</p> <p>○平成29年10月22日執行の最高裁判所</p>
---	---

裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安佐南区）……………54 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴う選任（安佐南区） 2件……………54 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴う選任（安佐南区）……………54 ○平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐南区）……………54 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所の設置（安佐南区）……………54 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）……………54 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）……………55 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）……………55 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐南区）……………55 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時（安佐南区）……………55 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）……………55 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）……………55 ○平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐北区）……………56 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安佐北区）……………56 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安佐	北区）……………56 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所の指定（安佐北区）……………56 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）……………56 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）……………56 ○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐北区）……………56 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安佐北区）……………57 ○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）……………57 ○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）……………57 ○平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）……………57 ○平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安佐北区）……………57 ○平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐北区）……………57 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所の設置（安佐北区）……………57 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の設置（安佐北区）……………57 ○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）……………58
--	---

○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....	58	総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....	60
○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐北区）.....	58	○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安芸区）.....	60
○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時（安佐北区）.....	58	○平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安芸区）.....	60
○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....	58	○平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安芸区）.....	60
○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）.....	58	○平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧（安芸区）.....	60
○平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安芸区）.....	59	○平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場の設置（安芸区）.....	60
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安芸区）.....	59	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所の設置（安芸区）.....	60
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安芸区）.....	59	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の設置（安芸区）.....	61
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（安芸区）.....	59	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....	61
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....	59	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....	61
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....	59	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安芸区）.....	61
○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安芸区）.....	59	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時（安芸区）.....	61
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安芸区）.....	60	○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....	61
○平成29年10月22日執行の衆議院議員		○平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安芸区）.....	61



- 平成29年10月22日執行予定の衆議院  
小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲  
示場の設置（佐伯区）……………62
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における投票所の設置（佐伯区）……………62
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における期日前投票所の設置（佐伯  
区）……………62
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙において、在外選挙人名簿に登録さ  
れている選挙人が投票を行うことができる  
期日前投票所の指定（佐伯区）……………62
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における投票所を閉じる時刻の繰り  
上げ（佐伯区）……………62
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における投票区の投票管理者及びそ  
の職務を代理すべき者の選任（佐伯区）……………62
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における期日前投票所の投票管理者  
及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯  
区）……………62
- 平成29年10月22日執行の衆議院小選  
挙区選出議員選挙における投票記載所の候  
補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく  
じを行う場所及び日時（佐伯区）……………63
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における開票の場所及び日時（佐伯  
区）……………63
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における開票管理者及びその職務を  
代理すべき者の選任（佐伯区）……………63
- 平成29年10月22日執行の衆議院小選  
挙区選出議員選挙における開票に関し、候  
補者から届出のあった開票立会人となるべ  
き者が10人を超えるときのくじ又は同一  
の政党その他の政治団体に属する候補者の  
届出に係るものが3人以上あるときのくじ  
を行う場所及び日時（佐伯区）……………63
- 平成29年10月22日執行の衆議院比例  
代表選出議員選挙における開票に関し、名  
簿届出政党等から届出のあった開票立会人  
となるべき者が10人を超えるときのくじ  
を行う場所及び日時（佐伯区）……………63
- 平成29年10月22日執行の最高裁判所  
裁判官国民審査における審査に付される裁  
判官の氏名等の掲示を行う場所（佐伯区）……………63
- 平成29年9月1日現在における広島海区

- 漁業調整委員会選挙人名簿の縦覧（佐伯区）……………63
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における投票区の投票管理者及びそ  
の職務を代理すべき者の辞任に伴う選任  
（佐伯区）……………64
- 平成29年11月12日執行予定の広島県  
知事選挙におけるポスター掲示場の設置  
（佐伯区）……………64
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における期日前投票所の設置（佐伯区）……………64
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における投票所を閉じる時刻の繰り上  
げ（佐伯区）……………64
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における投票区の投票管理者及びその  
職務を代理すべき者の選任（佐伯区）……………64
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における期日前投票所の投票管理者及  
びその職務を代理すべき者の選任（佐伯区）……………64
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における候補者の氏名等の掲示の掲載  
順序を定めるくじを行う場所及び日時（佐  
伯区）……………64
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における開票の場所及び日時（佐伯区）……………65
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における開票管理者及びその職務を代  
理すべき者の選任（佐伯区）……………65
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における開票に関し、候補者から届出  
のあった開票立会人となるべき者が10人  
を超えるときは同一の政党その他の  
政治団体に属する候補者の届出に係るも  
のが3人以上あるときのくじを行う場所及  
び日時（佐伯区）……………65
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における投票所の設置（佐伯区）……………65
- 区選管委員長告示**
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（中区）……………65
- 平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における不在者投票の投票記載場所  
（中区）……………65
- 平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（東区）……………65
- 平成29年11月12日執行の広島県知事

選挙における不在者投票の投票記載場所  
(東区).....66

○平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
(南区).....66

○平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における不在者投票の投票記載場所  
(南区).....66

○平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
(西区).....66

○平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における不在者投票の投票記載場所  
(西区).....66

○平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
(安佐南区).....66

○平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における不在者投票の投票記載場所  
(安佐南区).....66

○平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
(安佐北区).....67

○平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における不在者投票の投票記載場所  
(安佐北区).....67

○平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
(安芸区).....67

○平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における不在者投票の投票記載場所  
(安芸区).....67

○平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
(佐伯区).....67

○平成29年11月12日執行の広島県知事  
選挙における不在者投票の投票記載場所  
(佐伯区).....67

教育委員会告示

○選挙に係る個人演説会等の開催のために必要  
な設備の程度ならびに個人演説会等の施設  
(設備を含む。)の使用のために候補者  
等が納付すべき費用額.....68

○公印の印影印刷.....68

監査公表

○広島市職員に関する措置請求に関する監査  
結果について.....68

条 例

広島市条例第30号

平成29年10月3日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

広島市長 松井一實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例(平成12年広島市条例第24  
号)の一部を次のように改正する。

別表中第88号を第90号とし、第69号から第87号までを  
2号ずつ繰り下げ、第68号の次に次の2号を加える。

(69) 住宅確保要 配慮者に対す る賃貸住宅の 供給の促進に 関する法律 (平成19年 法律第112 号)第8条の 規定に基づく 住宅確保要配 慮者円滑入居 賃貸住宅事業 の登録の申請 に対する審査	住宅確 保要配 慮者円 滑入居 賃貸住 宅事業 登録申 請手数 料	1件 につ き	申請に係る住宅確保要配慮 者円滑入居賃貸住宅の戸数が 1戸のときは6,500円、 2戸以上5戸未満のときは 7,500円、5戸以上10 戸未満のときは9,200 円、10戸以上20戸未満の ときは11,000円、20 戸以上30戸未満のときは1 1,600円、30戸以上4 0戸未満のときは12,40 0円、40戸以上50戸未満 のときは13,100円、5 0戸以上100戸未満のとき は15,300円、100戸 以上のときは19,700円
(70) 住宅確保要 配慮者に対す る賃貸住宅の 供給の促進に 関する法律第 12条第1項 の規定に基づ く住宅確保要 配慮者円滑入 居賃貸住宅事 業の登録の変 更の届出に対 する審査(そ の変更が住宅 確保要配慮者 円滑入居賃貸 住宅の戸数の 追加である場 合に限る。)	住宅確 保要配 慮者円 滑入居 賃貸住 宅事業 登録変 更届出 手数料	1件 につ き	届出に係る追加の住宅確保 要配慮者円滑入居賃貸住宅の 戸数が5戸未満のときは1, 000円、5戸以上10戸未 満のときは2,700円、1 0戸以上20戸未満のときは 4,500円、20戸以上3 0戸未満のときは5,100 円、30戸以上40戸未満の ときは5,900円、40戸 以上50戸未満のときは6, 600円、50戸以上100 戸未満のときは8,900 円、100戸以上のときは1 3,200円

附 則

この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進  
に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第24号)  
の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行す  
る。

広島市条例第31号

平成29年10月3日

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を  
改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和46年広島市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に、「以前に」を「前に」に、「賦課の」を「賦課金の」に、「前項に規定する」を「前項の規定により定める」に改める。

第4条中「準用する第88条第1項」を「読み替えて準用する法第87条の4第1項の規定による緊急耐震工事計画又は法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の5第1項」に改める。

附則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



広島市条例第32号

平成29年10月3日

広島市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童館条例の一部を改正する条例

広島市児童館条例（昭和40年広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市川内児童館の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 広島市緑井児童館, 広島市安佐南区緑井四丁目31番3号

附則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。



広島市条例第33号

平成29年10月3日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

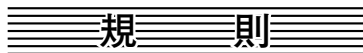
広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1可部東原住宅の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。



規則

広島市規則第49号

平成29年10月24日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第13項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関すること。

附則

この規則は、平成29年10月25日から施行する。



広島市規則第50号

平成29年10月24日

広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

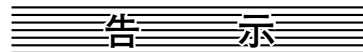
広島市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和55年広島市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例別表第65号及び第66号」を「別表第78号及び第79号」に改める。

附則

この規則は、平成29年10月25日から施行する。



告示

広島市告示第466号

平成29年10月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次に掲げる施設を指定介護老人福祉施設として指定したので、同法第93条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年10月1日

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 開設者, 施設 (名称, 所在地), サービスの種類



広島市告示第467号

平成29年10月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第

53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年10月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		サービスの種類
	株式会社yasashio	にこやか訪問介護事業所	
株式会社yasashio	にこやか訪問介護事業所	広島市南区東雲二丁目7番15号ATビル202号室	介護予防訪問介護
ほほえみ株式会社	ほほえみゆき訪問介護事業所	広島市南区宇品御幸一丁目15番7号	訪問介護
ほほえみ株式会社	ほほえみゆき訪問介護事業所	広島市南区宇品御幸一丁目15番7号	介護予防訪問介護
有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーションのあ	広島市南区出汐一丁目11番11号アーバン出汐101号	訪問介護
有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーションのあ	広島市南区出汐一丁目11番11号アーバン出汐101号	介護予防訪問介護
有限会社サイトウ	シニアホームいずみ訪問介護ステーション	広島市安佐北区口田一丁目7番3号森島ビル202号室	訪問介護
株式会社さをり	訪問介護事業所さをり	広島市佐伯区三宅三丁目8番44-201号	訪問介護
あなぶきメディカルケア株式会社	あなぶきケアサービス広島訪問看護事業所	広島市中区光南一丁目2番23号	訪問看護及び介護予防訪問看護
医療法人せのがわ	訪問看護ステーションみんと	広島市安佐南区緑井六丁目33番28号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社HCT	club sorafuran	広島市中区舟入幸町17番1号炭本ビル1F	通所介護

株式会社HCT	club sorafuran	広島市中区舟入幸町17番1号炭本ビル1F	介護予防通所介護
医療法人たかまさ会	介護付き有料老人ホームメイプル馬木	広島市東区馬木七丁目19番地1	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

広島市告示第468号

平成29年10月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年10月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所 名称 所在地		サービスの種類
	ライフ・ネセサリー株式会社	ケアプランセンター 柚李（ゆずき）	
有限会社エムエヌティー	ケアプランセンターのあ	広島市南区出汐一丁目11番11号アーバン出汐101号	居宅介護支援
株式会社ウェルプランニング	ぐっとほーむ 居宅介護支援事業所	広島市南区仁保新町一丁目9番28号2F	居宅介護支援
一般社団法人広島海技学院	ケアリングさくら	広島市西区井口二丁目19番42-104号	居宅介護支援
有限会社サイトウ	シニアホームいずみ居宅介護支援事業所	広島市安佐北区口田一丁目7番3号森島ビル202号	居宅介護支援

広島市告示第469号

平成29年10月2日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 平成29年10月1日

広島市長 松井一實

開設者 名称	施設 名称 所在地		サービスの種類
-----------	--------------	--	---------

有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーションのあ	広島市南区出汐一丁目11番11号アーバン出汐101号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社yasashio	にこやか訪問介護事業所	広島市南区東雲二丁目7番15号ATビル202号室	訪問介護サービス
特定非営利活動法人さわやかかけあ広島	特定非営利活動法人さわやかかけあ広島あいサービス	広島市安佐南区伴東一丁目25番1号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
社会福祉法人フェニックス	ヘルパーステーションかんべ村	広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号	訪問介護サービス
株式会社さをり	訪問介護事業所さをり	広島市佐伯区三宅三丁目8番44-201号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社YOM	訪問介護事業所よおむ	広島県安芸郡海田町畝一丁目21番6-7号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社河村福祉サービス	株式会社河村福祉サービス府中	広島県安芸郡府中町鶴江二丁目2番6号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
株式会社HCT	club soraf友然	広島市中区舟入幸町17番1号炭本ビル1F	1日型デイサービス
株式会社不二ビルサービス	デイサービスセンターふじ川内	広島市安佐南区川内一丁目15番24号	1日型デイサービス
株式会社不二ビルサービス	デイサービスセンターふじ安佐南	広島市安佐南区川内一丁目5番24号	1日型デイサービス
社会福祉法人フェニックス	デイサービスセンターかんべ村	広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号	1日型デイサービス
医療法人社団恵正会	にのみやシア・フィットネス	広島市安佐北区亀山三丁目24番17号	1日型デイサービス
医療法人社団恵正会	にのみやシア・フィットネス	広島市安佐北区亀山三丁目24番17号	短時間型デイサービス
社団福祉法人信々会	デイサービスもみの木くちた	広島市安佐北区口田南一丁目9番8号	1日型デイサービス

広島市告示第470号

平成29年10月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
記念薬局	広島市中区十日市町一丁目4-3	平成29年7月31日
ひろしま出張歯科	広島市安佐北区安佐町大字くすのき台19-16-4-1F	平成29年8月19日

広島市告示第471号

平成29年10月3日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
竹田洋一	御幸橋あさひ整骨院	広島市中区千田町三丁目11-7	柔道整復	平成28年12月14日
藤本寛嗣	中山東はりきゅう院	広島市東区中山東三丁目2-2	はり・きゅう	平成29年3月1日
佐々木薫章	整骨院こころ曙院	広島市東区曙二丁目8-16唐津ビル1F	柔道整復	平成29年7月16日
児玉敬介	一（出張専業）	広島市安佐南区伴東七丁目47-13-101	はり・きゅう	平成29年5月31日
八城裕也	らくだ接骨院	広島市安佐南区大町東三丁目31-27	柔道整復	平成29年6月26日
八城裕也	らくだ鍼灸院	広島市安佐南区大町東三丁目31-27	はり・きゅう	平成29年6月26日
金山雄太	リラ鍼灸整骨院安東院	広島市安佐南区安東一丁目1-8	柔道整復	平成29年4月1日
神田宗樹	つくし鍼灸接骨院	広島市安佐南区伴東三丁目5-11	柔道整復	平成29年5月31日
津島武	さんらいずれっどマッサージ院安佐南	広島市安佐南区祇園一丁目24-14アーバン田部104号	あんま・マッサージ	平成29年7月31日

広島市告示第472号

平成29年10月3日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定によ

り、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 アルゾ高取店
  - (2) 所在地 広島市安佐南区長楽寺一丁目932番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
  - 株式会社万惣
  - 代表取締役 山本 誠
  - 広島市佐伯区石内上一丁目8番1号
- 3 変更事項
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (変更前) 万惣高取店  
広島市安佐南区長楽寺一丁目932番1ほか
  - (変更後) アルゾ高取店  
広島市安佐南区長楽寺一丁目932番1ほか
- 4 変更年月日
  - 平成29年9月22日
- 5 届出年月日
  - 平成29年9月25日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部市政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
平成29年10月3日から平成30年2月5日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出
  - 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 平成30年2月5日
  - (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第473号  
平成29年10月4日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43

年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐南区緑井七丁目の1589番1、1590番、1591番、1592番、1593番、1594番、1595番、1596番2、1602番2の一部、1603番、1604番、1582番1、1582番7、1583番2、1584番3、1584番5、1585番2、1586番、1587番1及び1588番1
- 2 開発面積  
5,318.23㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市安佐南区緑井六丁目28番1号  
医療法人サカモみの木会  
理事長 坂 信一
- 4 検査済証交付年月日  
平成29年10月4日

広島市告示第474号

平成29年10月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり
- 2 委任する事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成29年12月15日
- 4 委任期間  
平成29年12月15日から同月30日まで  
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	ラ・ビスタ新橋	曾我 訓久	H29. 12. 15～
競輪事務局	サテライト横浜	木暮 慎二	H29. 12. 30

広島市告示第475号

平成29年10月6日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容 (対象住宅, 変更後の家賃)  
別紙のとおり
- 2 変更期間  
平成29年10月10日から平成30年3月31日まで
- 3 変更理由  
浴槽・風呂釜設置

(別紙)

※ ( ) 内は従前家賃額, ( ) 内は従前家賃額と改定後家賃額の差

住 宅 名	タイプ番号	種 別	構 造	建設年度	利便性係数 (改善による変動)	近傍同種家賃 (家賃限度額)	家 賃 月 額										単位:円
							政令月収	0	104,001	123,001	123,001	139,001	139,001	158,001	158,001	186,001	
震第A-2住宅601号	0106 (302)	コミュニティ	高層耐火	昭和57年	0.8967	58,800 (67,200)	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	50,200	57,800	57,800		
皆実平和住宅7号棟104号	0403 (302)	公営住宅	中層耐火	昭和56年	0.9232	48,000	24,200	28,000	32,000	36,100	41,200	47,600	48,000	48,000			
皆賀住宅3号棟105号	0103 (303)	公営住宅	中層耐火	昭和49年	0.8513	26,800	15,100	17,500	20,000	22,600	25,800	26,800	26,800	26,800			

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【参考】

家賃の算定方法

1 家賃 = 家賃算定基礎額 (A) × 応益係数 (B) (家賃: 100円未満切捨て)

ただし, 上記の計算によつて求めた額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合は, 近傍同種の住宅の家賃の額を限度とする。

2 近傍同種の住宅の家賃

(視成価格 [土地・建物] × 利回り + 償却費 + 修繕費 + 管理事務費

+ 損害保険料 + 公課 + 空家引当金) ÷ 1.2 = 近傍同種の住宅の家賃

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

広島市告示第476号

平成29年10月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第477号

平成29年10月11日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
スサワ循環器科・内科	広島市中区基町1-20オプリビル2F	平成29年10月1日	平成35年9月30日
重川クリニック	広島市中区十日市町一丁目2-17	平成29年10月1日	平成35年9月30日
西田内科医院	広島市中区竹屋町1-29	平成29年10月1日	平成35年9月30日
原田内科神経内科クリニック	広島市中区舟入幸町17-5	平成29年10月1日	平成35年9月30日
森田歯科医院	広島市中区宝町2-1	平成29年10月1日	平成35年9月30日
戸田眼科的場医院	広島市南区的場町二丁目3-25	平成29年10月1日	平成35年9月30日
あおばこどもファミリークリニック	広島市南区宇品西五丁目3-13	平成29年10月1日	平成35年9月30日
長澤歯科医院	広島市南区的場町二丁目5-21	平成23年10月31日	平成35年10月30日
鈴が台クリニック	広島市西区井口鈴が台三丁目5-2	平成29年10月1日	平成35年9月30日
ベアーズ小児歯科	広島市西区庚午北二丁目16-4シャムロックビル2F	平成29年10月1日	平成35年9月30日
平尾歯科医院	広島市西区南観音七丁目5-14ロイヤルシャトー中田102	平成29年10月1日	平成35年9月30日

長尾歯科医院	広島市西区庚午中四丁目15-19	平成29年10月1日	平成35年9月30日
ヤスタデンタルクリニック	広島市西区楠木町二丁目9-81F	平成29年10月1日	平成35年9月30日
たけだ歯科医院	広島市西区井口台二丁目22-13	平成29年10月1日	平成35年9月30日
岡田己斐薬局	広島市西区己斐本町一丁目14-15	平成29年10月1日	平成35年9月30日
まゆみ眼科クリニック	広島市安佐南区東原一丁目1-2-302	平成29年10月1日	平成35年9月30日
日高内科医院	広島市安佐南区上安二丁目32-21	平成29年10月1日	平成35年9月30日
山野井歯科医院	広島市安佐南区祇園一丁目10-19	平成29年10月1日	平成35年9月30日
しもやま歯科	広島市安佐北区口田南二丁目16-17	平成29年10月1日	平成35年9月30日

広島市告示第478号

平成29年10月13日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市条例第98号）第34条において準用する同規則第11条の規定に基づき、下記1により市営店舗の使用料を定めるとともに、下記2により市営店舗を廃止します。

広島市長 松井一實

1 市営店舗の使用料

店舗名	所在地	使用料
基町店舗515号	中区基町19番2号	269,560円

2 廃止店舗

店舗名	所在地
基町店舗491号	中区基町19番2号
基町店舗492号	中区基町19番2号
基町店舗493号	中区基町19番2号
基町店舗499号	中区基町19番2号
基町店舗500号	中区基町19番2号
基町店舗501号	中区基町19番2号
基町店舗502号	中区基町19番2号

3 変更日

平成29年10月15日

広島市告示第479号

平成29年10月16日

平成27年7月16日付けで、学校法人安芸学園に対する寄附



金の指定を取り消したので、広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第5項の規定により告示する。

広島市長 松井一實

広島市告示第480号

平成29年10月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 指定年月日, 指定有効期限. Rows include エイトケア, あだちツインズ 歯科クリニック 大州, トーマス歯科クリニック, ピーチ薬局 宇品店, ほり歯科医院, 医療法人博善会 長尾医院.

広島市告示第481号

平成29年10月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 施術者, 名称, 所在地 (出張專業の場合は施術者の住所), 業務の種類, 指定年月日.

Table with 5 columns: 兼元理行, 高橋光月, 後藤崇志, 上迫亜美, 杉田康成. Each row lists a company (株式会社 フレアス フレアス在宅マッサージ 広島), address (広島市西区大芝三丁目7-10セブンビル1階A号室), and two names (あん摩・マッサージ はり・きゅう).

広島市告示第482号

平成29年10月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 蔵本薬局, なごみの郷訪問介護事業所, ケアセンター秋桜.

広島市告示第483号

平成29年10月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の変更の

届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業所の名称	事業所の所在地	事業者(法人)の名称	変更年月日
旧 株式会社ケンコー介護事業部トラスト	広島市東区牛田新町三丁目7番42-101	株式会社ケンコー	平成28年11月1日
新 株式会社ケンコー			
旧 でじま・くにくさ訪問介護事業所	広島市南区翠五丁目7番17号	社会福祉法人あと会	平成28年12月1日
新 字品・くにくさ訪問介護事業所			
旧 株式会社アイテック介護サービスふれあい広島西事業所	広島市中区榎町10番7号ロアル榎町1F	株式会社アイテック	平成29年2月1日
新 株式会社アイテック介護サービスふれあい広島中央事業所			
旧 ツクイ広島南千田	広島市佐伯区五日市中央六丁目1-79-9	株式会社ツクイ	平成29年4月1日
新 ツクイ広島五日市			
旧 ファーマシイ宇品神田薬局	広島市南区宇品神田一丁目4-3オオタビル1階	株式会社ファーマシイ	平成29年10月1日
新 ファーマシイ薬局宇品神田			

広島市告示第484号

平成29年10月16日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者(法人)の名称
平成29年9月30日	アサヒサンクリーン在宅介護センター広島東	広島市東区東蟹屋町5番5号朝日生命広島東ビル1F	アサヒサンクリーン株式会社
平成29年9月30日	アサヒサンクリーン在宅介護センター広島西	広島市西区庚午中四丁目20番19号山崎ビル102号室	アサヒサンクリーン株式会社
平成29年5月31日	なごみの郷訪問介護事業所	広島市安佐北区落合南町字金川196番地の1	社会福祉法人正仁会

平成29年6月30日	ケアセンター秋桜	広島市中区富士見町4番28-901号	有限会社オフィスナダノ
------------	----------	--------------------	-------------

広島市告示第485号

平成29年10月18日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の取納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
ホームセンターコーナン広島皆実町店	広島市南区皆実町二丁目8番25号	店長 浦田裕也

2 委託した期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

広島市告示第489号

平成29年10月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

平成29年10月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設的方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設的方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	西区	三滝本町一丁目の一部	分流
	西区	己斐中三丁目の一部	
汚水を排除	安佐南区	川内三丁目、緑井四丁目、相田二丁目、山本六丁目、山本九丁目及び大塚西二丁目の各一部	
	安佐北区	狩留家町、可部南一丁目、亀山二丁目、亀山南二丁目及び安佐町大字久地の各一部	
	安芸区	中野東七丁目及び矢野西五丁目の各一部	

広島市告示第490号

平成29年10月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成29年10月20日
2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

Table with 2 columns: 下水を処理する区域 (Area for wastewater treatment) and 終末処理場の位置及び名称 (Location and name of the final treatment facility). Rows include districts like 西区, 安佐南区, 安佐北区, and 安芸区.

広島市告示第491号

平成29年10月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年10月20日
2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

Table with 2 columns: 汚水を排除し、及び処理する区域 (Area for wastewater exclusion and treatment) and 排水処理施設の名称 (Name of the wastewater treatment facility). Rows include 安佐南区 and 安芸区.

広島市告示第492号

平成29年10月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 名称 (Name), 所在地 (Location), 指定年月日 (Designation date), 指定有効期限 (Designation validity period). Lists various medical facilities across different districts.

吉岡整形外科	広島市南区皆実町四丁目18-14	平成29年10月1日	平成35年9月30日
医療法人三溪会川堀病院	広島市南区松川町3-8	平成29年10月1日	平成35年9月30日
しげのぶ整形外科リウマチ・リハビリクリニック	広島市南区段原南一丁目3-53広島イーストビル2F	平成29年10月1日	平成35年9月30日
(有)向洋薬局	広島市南区向洋中町1-6	平成29年10月1日	平成35年9月30日
エスマイル薬局東雲店	広島市南区東雲本町二丁目1-8	平成29年10月1日	平成35年9月30日
医療法人社団更生会 草津病院	広島市西区草津梅が台10-1	平成29年10月16日	平成35年10月15日
医療法人社団加川整形外科病院	広島市西区古江西町22-10	平成29年10月1日	平成35年9月30日
(有)勝谷漢方薬局	広島市西区庚午北三丁目21-2	平成29年10月1日	平成35年9月30日
エスマイル薬局プラザ店	広島市西区横川町二丁目7-19	平成29年10月1日	平成35年9月30日
原田整形外科病院	広島市安佐南区上安二丁目15-27	平成29年10月1日	平成35年9月30日
山口整形外科病院	広島市安佐南区祇園二丁目13-20	平成29年10月1日	平成35年9月30日
ヒノ井外科医院	広島市安佐南区祇園一丁目25-8	平成29年10月1日	平成35年9月30日
日比野病院	広島市安佐南区伴東七丁目9-2	平成29年10月1日	平成35年9月30日
かなはら医院	広島市安佐南区大町西一丁目1-10	平成29年10月1日	平成35年9月30日
エスマイル薬局長楽寺店	広島市安佐南区長楽寺二丁目13-30	平成29年10月1日	平成35年9月30日
エスマイル薬局緑井店	広島市安佐南区緑井一丁目5-1-202	平成29年10月1日	平成35年9月30日
桐陽台医院	広島市安佐北区三入東一丁目30-21	平成29年10月1日	平成35年9月30日
河野内科	広島市安佐北区安佐町飯室1498-11	平成29年10月1日	平成35年9月30日
(有)山下薬局	広島市安佐北区可部南三丁目9-45	平成29年10月1日	平成35年9月30日
とも薬局	広島市安佐北区亀山二丁目8-24	平成29年10月1日	平成35年9月30日
医療法人社団俊美会 野村歯科医院	広島市安芸区矢野南一丁目17-11	平成29年10月1日	平成35年9月30日

エスマイル薬局平和店	広島市安芸区船越南三丁目6-13	平成29年10月1日	平成35年9月30日
坂井矯正歯科小児歯科医院	広島市佐伯区五日市五丁目10-24	平成29年10月1日	平成35年9月30日
フラワー調剤薬局(有)	広島市佐伯区海老園一丁目7-16	平成29年10月1日	平成35年9月30日
海老園薬局	広島市佐伯区海老園二丁目6-21	平成29年10月1日	平成35年9月30日
海老山薬局	広島市佐伯区海老山町7-11	平成29年10月1日	平成35年9月30日
五日市薬局	広島市佐伯区旭園6-12	平成29年10月1日	平成35年9月30日
訪問看護ステーションコープ五日市	広島市佐伯区千同一丁目25-36	平成29年10月1日	平成35年9月30日

広島市告示第493号

平成29年10月23日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として、次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は は施術者の住所)		
河野有香	御幸橋あさひ整骨院	広島市中区千田町三丁目11-7	柔道整復	平成29年4月14日
新藤匠弥	御幸橋あさひ整骨院	広島市中区千田町三丁目11-7	柔道整復	平成29年4月14日
松屋宏昌	からだ元氣治療院 広島南中店鍼灸マッサージ	広島市南区翠五丁目7-5	はり・きゅう	平成29年6月1日
玉井紗希	からだ元氣治療院 広島南中店鍼灸マッサージ	広島市南区翠五丁目7-5	はり・きゅう	平成29年8月18日
小田さとみ	いずほ鍼灸マッサージ治療院	広島市安佐南区緑井二丁目5-21-201	あん摩・マッサージ	平成29年6月1日

清水裕真	いずほ鍼灸マッサージ治療院	広島市安佐南区緑井二丁目5-21-201	あん摩・マッサージ	平成29年6月1日
清水裕真	いずほ鍼灸マッサージ治療院	広島市安佐南区緑井二丁目5-21-201	はり・きゅう	平成29年6月1日
森脇大輔	サンウッド鍼灸整骨院	広島市安佐南区西原三丁目16-22-101	柔道整復	平成29年6月27日
池田建悟	楽しく接骨鍼灸院	広島市安佐北区亀崎一丁目3-1	柔道整復	平成29年7月1日

広島市告示第494号

平成29年10月23日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
下城良介	歩整骨院吉島院	広島市中区吉島西二丁目17-19 プログレス吉島101	柔道整復	平成29年3月28日
佐々木薫章	整骨院こころ 祇園院	広島市安佐南区祇園五丁目3-12 中本ビル1F	柔道整復	平成29年7月16日
小川凌央	整骨院こころ 祇園院	広島市安佐南区祇園五丁目3-12 中本ビル1F	柔道整復	平成29年7月16日
赤木貴大	整骨院こころ 祇園院	広島市安佐南区祇園五丁目3-12 中本ビル1F	柔道整復	平成29年7月16日
西村美樹	整骨院こころ 祇園院	広島市安佐南区祇園五丁目3-12 中本ビル1F	柔道整復	平成29年7月16日
山根丈	整骨院こころ 祇園院	広島市安佐南区祇園五丁目3-12 中本ビル1F	柔道整復	平成29年7月16日
八城裕也	らくだ接骨院	広島市安佐南区伴東八丁目7-3	柔道整復	平成29年7月1日

広島市告示第495号

平成29年10月23日

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号の特定工程及び法第7条の3第6

項の特定工程後の工程を次のとおり指定し、これらの工程に関する中間検査を次のとおり実施します。

広島市長 松井一實

- 1 中間検査を行う区域  
本市全域
- 2 中間検査を行う期間  
平成30年1月1日から平成32年12月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模  
棟ごとに新築する一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。)
- 4 指定する特定工程  
次の表に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とします。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とします。

構造	特定工程
木造	構造耐力上主要な軸組工事(枠組壁工法にあっては耐力壁の工事)
鉄骨造	1階の鉄骨その他構造部材の建て方工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	2階(平屋の場合は屋根)の床、はりの配筋工事
鉄筋コンクリート造	
プレキャストコンクリート造	屋根及びそれを支えるはりの取付け工事
その他の構造	屋根及びそれを支えるはりの工事
上記の構造を併用する構造	該当する各構造の区分に掲げる特定工程のうち、最も早く施工する工事

- 5 指定する特定工程後の工程  
次の表に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とします。

構造	特定工程後の工程
木造	構造耐力上主要な軸組を覆う外装工事及び内装工事(構法上やむを得ない部位の内外装工事を除く。)
鉄骨造	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆及び内外装工事(構法上やむを得ない部位の内外装工事を除く。)
鉄骨鉄筋コンクリート造	2階(平屋の場合は屋根)の床、はりのコンクリート打込み工事
鉄筋コンクリート造	
プレキャストコンクリート造	壁の外装工事及び内装工事
その他の工事	壁の外装工事及び内装工事(構法上やむを得ない部位の内外装工事を除く。)
上記の構造を併用する構造	該当する各構造の区分に掲げる特定工程後の工程のうち、最も早く施工する工事

- 6 適用の除外  
法第18条第2項又は第85条の規定の適用を受ける建築物

については、この告示の規定は適用しない。

附 則

1 施行日

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

2 平成26年広島市告示第533号の廃止

平成26年広島市告示第533号は廃止する。

3 経過措置

(1) この告示の規定は、本則の2に定める中間検査を行う期間内に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物に適用する。

(2) 本則の2に定める中間検査を行う期間前に、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされ、当該申請に係る工事が従前の告示（平成26年広島市告示第533号）の適用を受け、かつ、本則の2に定める中間検査を行う期間前までに当該特定工程に係る工事を完了していない建築物については、従前の告示の規定を適用する。

広島市告示第496号

平成29年10月23日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安芸区瀬野西六丁目6番

2 開発面積

3,252.85㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島県安芸郡海田町昭和町2番16号

板倉不動産株式会社

代表取締役 板倉 寛司

4 検査済証交付年月日

平成29年10月23日

広島市告示第497号

平成29年10月23日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の区画を別紙のとおり廃止します。

広島市長 松井一實

（別紙）

廃止する市営住宅附設駐車場（平成29年11月1日廃止）

名称	所在地	地域	構造	区画番号	月額使用料
宇品西住宅附設駐車場	南区宇品西六丁目2-1	甲	普通区画 平面	53号	8,640円

広島市告示第498号

平成29年10月24日

平成29年第4回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

1 招集日 平成29年10月31日

2 招集場所 広島市役所

3 付議事件

(1) 専決処分の報告について

道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定

(2) 平成28年度広島市各会計歳入歳出決算、平成28年度広島市水道事業決算、平成28年度広島市下水道事業決算、平成28年度広島市安芸市民病院事業決算、第89号議案 平成28年度広島市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び第90号議案 平成28年度広島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

広島市告示第499号

平成29年10月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第500号

平成29年10月24日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、広島市沼田町伴土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 組合の名称

広島市沼田町伴土地区画整理組合

2 設立認可年月日

平成9年4月21日

3 事務所の所在地

広島市中区大手町四丁目6番16号

4 事業施行期間

平成9年4月21日から平成30年3月31日まで

5 施行地区

広島市安佐南区沼田町大字伴字芦谷、字莊原、字猿峠、字兼森、字池野尾、字中山、字中ノ谷の各一部及び広島市安佐南区伴西一丁目、伴西二丁目の各一部、伴西三丁目の全部

6 変更認可年月日

平成29年10月24日

広島市告示第501号

平成29年10月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称（仮称）コーナンPRO南観音町店
  - (2) 所在地 広島市西区南観音町17番9ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
  - コーナン商事株式会社
  - 代表取締役 疋田 直太郎
  - 堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
  - コーナン商事株式会社
  - 代表取締役 疋田 直太郎
  - 堺市西区鳳東町四丁401番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
  - 平成30年6月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 2,686平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数
    - 57台
  - (2) 駐輪場の収容台数
    - 77台
  - (3) 荷さばき施設の面積
    - 23.8平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
    - 12.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 開店時刻：午前6時30分
    - イ 閉店時刻：午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 午前6時から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
    - 3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
  - 平成29年10月17日
- 9 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
    - 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成29年10月25日から平成30年2月26日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成30年2月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第502号

平成29年10月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
おおぞら介護広島南ケアプランセンター	広島市南区皆実町二丁目5番3号村岡ビル1階	平成29年1月11日
おおぞら介護広島南サービスセンター	広島市南区皆実町二丁目5番3号村岡ビル1階	平成29年1月11日

広島市告示第503号

平成29年10月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成29年 1月10日	おおぞら介護広島南ケアプランセンター	広島市南区東雲一丁目15番1号サンフラワー東雲505号	株式会社日本エルダリーケアサービス
平成29年 1月10日	おおぞら介護広島南サービスセンター	広島市南区東雲一丁目15番1号サンフラワー東雲505号	株式会社日本エルダリーケアサービス

~~~~~  
**広島市告示第505号**

平成29年10月27日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり。
- 2 変更期間  
平成29年11月1日から平成30年3月31日まで
- 3 変更理由  
浴槽・風呂釜設置，車いす常用者向け住戸改善



(別紙)  
変更後の家賃一覧

| 住 宅 名            | 種 別    | 構 造  | 建 設 年 度 | 利便性係数<br>(改善による変動) | 近傍同種家賃<br>(家賃限度額)    | 家 賃 月 額 |         |                    |                    |                    |                    | 単位：円    |                    |
|------------------|--------|------|---------|--------------------|----------------------|---------|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|--------------------|
|                  |        |      |         |                    |                      | 政令月収    | 0       | 104,001<br>123,000 | 123,001<br>139,000 | 139,001<br>158,001 | 158,001<br>186,000 |         | 186,001<br>214,000 |
| 基町第四アパート34号      | 公営     | 中層耐火 | 昭和33年   | 0.9345             | 20,800               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 基町第六アパート32号      | 公営     | 中層耐火 | 昭和32年   | 0.9345             | 17,600               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 基町第八アパート28号      | 公営     | 中層耐火 | 昭和34年   | 0.9345             | 20,600               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 基町第九アパート21号      | 公営     | 中層耐火 | 昭和35年   | 0.9345             | 20,200               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 基町第九アパート36号      | 公営     | 中層耐火 | 昭和35年   | 0.9345             | 20,200               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 基町第九アパート27号      | 公営     | 中層耐火 | 昭和35年   | 0.9345             | 20,200               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 基町第十一アパート27号     | 公営     | 中層耐火 | 昭和36年   | 0.9345             | 19,200               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 基町第十三アパート21号     | 公営     | 中層耐火 | 昭和38年   | 0.9345             | 20,800               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 江波みなと東住宅2号棟402号  | 公営     | 中層耐火 | 昭和58年   | 0.9246             | 50,300               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 戸坂東津第十四アパート207号  | 公営     | 中層耐火 | 昭和45年   | 0.8229             | 19,900               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 戸坂東津第十七アパート507号  | 公営     | 中層耐火 | 昭和45年   | 0.8362             | 21,900               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 戸坂東津第二十一アパート405号 | 公営     | 中層耐火 | 昭和45年   | 0.8346             | 22,100               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 戸坂東津第二十二アパート502号 | 公営     | 中層耐火 | 昭和45年   | 0.8346             | 22,100               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 戸坂東津第二十五アパート501号 | 公営     | 中層耐火 | 昭和45年   | 0.8238             | 20,000               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 牛田早稲田住宅5号棟504号   | 公営     | 中層耐火 | 昭和55年   | 0.8613             | 40,400               | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 宇品西住宅3号棟102号     | 従前     | 高層耐火 | 平成10年   | 0.9522             | 87,800<br>(84,300)   | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 宇品西住宅5号棟102号     | 従前     | 高層耐火 | 平成10年   | 0.9522             | 107,300<br>(103,000) | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 霞第A-1住宅905号      | コミュニティ | 高層耐火 | 昭和53年   | 0.8967             | 37,800<br>(49,000)   | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 霞第A-2住宅310号      | コミュニティ | 高層耐火 | 昭和57年   | 0.8967             | 58,800<br>(63,700)   | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 霞第A-3住宅701号      | コミュニティ | 高層耐火 | 昭和54年   | 0.8967             | 55,400<br>(63,700)   | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |
| 霞第A-4住宅401号      | コミュニティ | 高層耐火 | 昭和56年   | 0.8924             | 57,400<br>(69,800)   | 0       | 104,000 | 123,000            | 139,000            | 158,000            | 186,000            | 214,000 | 259,000            |

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によって算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

| 収入区分              | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 158,001円～186,000円 | 1/5 | 2/5 | 3/5 | 4/5 | 1   |
| 186,001円～214,000円 | 1/4 | 2/4 | 3/4 | 1   | —   |
| 214,001円～259,000円 | 1/2 | 1   | —   | —   | —   |
| 259,001円～         | 1   | —   | —   | —   | —   |

(別紙)

変更後の家賃一覧

| 住 宅 名              | 種 別 | 構 造  | 建 設 年 度 | 利 便 性 係 数<br>(改善による変動) | 近 傍 同 種 家 賃<br>(家賃限度額) | 家 賃 月 額 |              |                    |                    |                    |                    |                    |                    |                    |         | 単 位 : 円 |         |         |         |         |
|--------------------|-----|------|---------|------------------------|------------------------|---------|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                    |     |      |         |                        |                        | 政 令 月 取 | 0<br>104,000 | 104,001<br>123,000 | 123,001<br>139,000 | 139,001<br>158,000 | 158,001<br>186,000 | 186,001<br>214,000 | 214,001<br>259,000 | 259,001<br>300,000 |         |         |         |         |         |         |
| 南観音南第三アパート306号     | 公営  | 中層耐火 | 昭和58年   | 0.8673                 | 44,600                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 新庄第六アパート43号        | 公営  | 中層耐火 | 昭和41年   | 0.8559                 | 16,900                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 已斐ふじハイイツ第三アパート43号  | 公営  | 中層耐火 | 昭和42年   | 0.8388                 | 18,800                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 已斐ふじハイイツ第三アパート55号  | 公営  | 中層耐火 | 昭和43年   | 0.8388                 | 19,400                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 已斐ふじハイイツ第四アパート13号  | 公営  | 中層耐火 | 昭和42年   | 0.8388                 | 18,800                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 已斐ふじハイイツ第八アパート101号 | 公営  | 中層耐火 | 昭和15年   | 0.8388                 | 42,400                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 已斐ふじハイイツ第九アパート106号 | 公営  | 中層耐火 | 昭和17年   | 0.8388                 | 42,400                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 庚午北第二アパート22号       | 公営  | 中層耐火 | 昭和39年   | 0.9032                 | 17,700                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 庚午南住宅2号棟105号       | 公営  | 中層耐火 | 昭和59年   | 0.8837                 | 49,000                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 庚午南住宅11号棟305号      | 公営  | 中層耐火 | 昭和61年   | 0.8821                 | 54,600                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 鈴が峰第三アパート105号      | 公営  | 中層耐火 | 昭和15年   | 0.8615                 | 38,900                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 鈴が峰第三アパート306号      | 公営  | 中層耐火 | 昭和15年   | 0.8615                 | 38,900                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 鈴が峰第三アパート406号      | 公営  | 中層耐火 | 昭和15年   | 0.8615                 | 38,900                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 鈴が峰東第三アパート301号     | 公営  | 中層耐火 | 昭和53年   | 0.841                  | 46,400                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 鈴が峰南第三アパート102号     | 公営  | 中層耐火 | 昭和15年   | 0.8539                 | 42,700                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 鈴が峰南第四アパート506号     | 公営  | 高層耐火 | 昭和15年   | 0.8539                 | 60,400                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 可部中島第二アパート502号     | 公営  | 中層耐火 | 昭和48年   | 0.822                  | 23,600                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 船越北鴻治住宅6号棟101号     | 公営  | 中層耐火 | 昭和58年   | 0.8568                 | 47,200                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 五田市河内住宅405号        | 公営  | 中層耐火 | 昭和15年   | 0.7813                 | 39,000                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 千同住宅1号棟202号        | 公営  | 中層耐火 | 昭和16年   | 0.8562                 | 48,800                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |
| 皆賀住宅3号棟401号        | 公営  | 中層耐火 | 昭和49年   | 0.8513                 | 26,800                 | 0       | 104,000      | 104,001            | 123,000            | 123,001            | 139,000            | 139,001            | 158,000            | 158,001            | 186,000 | 186,001 | 214,000 | 214,001 | 259,000 | 259,001 |

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

| 収 入 区 分           | 1 年 目 | 2 年 目 | 3 年 目 | 4 年 目 | 5 年 目 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 158,001円～186,000円 | 1 / 5 | 2 / 5 | 3 / 5 | 4 / 5 | 1     |
| 186,001円～214,000円 | 1 / 4 | 2 / 4 | 3 / 4 | 1     | —     |
| 214,001円～259,000円 | 1 / 2 | 1     | —     | —     | —     |
| 259,001円～         | 1     | —     | —     | —     | —     |

広島市告示第506号

平成29年10月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者         | 事業所               |                  | 廃止年月日       | サービスの種類                |
|-------------|-------------------|------------------|-------------|------------------------|
|             | 名称                | 所在地              |             |                        |
| 社会福祉法人福祉広医会 | 悠悠タウン基町訪問看護ステーション | 広島市中区基町19番2-411号 | 平成29年10月31日 | 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 |
| 株式会社ハニービー   | デイサービスセンターみつばち西   | 広島市西区庚午北四丁目6番25号 | 平成29年10月31日 | 介護予防通所介護               |

広島市告示第507号

平成29年10月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 事業者         | 事業所             |                  | 廃止年月日       | サービスの種類   |
|-------------|-----------------|------------------|-------------|-----------|
|             | 名称              | 所在地              |             |           |
| 株式会社いつくしま   | 訪問介護いつくしま       | 広島県廿日市市大野299番地1  | 平成29年10月31日 | 訪問介護サービス  |
| 株式会社ハニービー   | デイサービスセンターみつばち西 | 広島市西区庚午北四丁目6番25号 | 平成29年10月31日 | 1日型デイサービス |
| 株式会社アイメディカル | あいめでくるデイサービス    | 広島市西区草津東一丁目5番10号 | 平成29年10月31日 | 1日型デイサービス |
| 株式会社希翼      | 絵手がみ            | 広島市安佐北区三入一丁目8番2号 | 平成29年10月31日 | 1日型デイサービス |

広島市告示（中区）第230号

平成29年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第231号

平成29年10月3日

基町自転車等駐車場内及び相生自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第232号

平成29年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第233号

平成29年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第234号

平成29年10月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第235号

平成29年10月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第236号**

平成29年10月4日

大手町自転車等駐車場内及び袋町自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第237号**

平成29年10月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第238号**

平成29年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第239号**

平成29年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第240号**

平成29年10月17日

富士見第二自転車等駐車場内及び小町第一自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第241号**

平成29年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第242号**

平成29年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第243号**

平成29年10月17日

相生自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第244号**

平成29年10月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第245号

平成29年10月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第246号

平成29年10月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第247号

平成29年10月19日

基町自転車等駐車場内及び袋町小学校地下自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第248号

平成29年10月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第249号

平成29年10月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第250号

平成29年10月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第251号

平成29年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第252号

平成29年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第253号

平成29年10月26日

東新天地自転車等駐車場、小町第2自転車等駐車場、及び大手町自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、10月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第254号

平成29年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第255号**

平成29年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第88号**

平成29年10月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第89号**

平成29年10月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第90号**

平成29年10月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第91号**

平成29年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第92号**

平成29年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第93号**

平成29年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(南区)第152号**

平成29年10月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

~~~~~  
**広島市告示(南区)第153号**

平成29年10月5日

広島市広島駅南口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(南区)第154号**

平成29年10月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第155号

平成29年10月6日

天神川南駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示（南区）第156号

平成29年10月11日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月11日から同月25日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                   | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長         |
|-------|----------|----------------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 市道    | 南1区37号線  | 南区南蟹屋二丁目735番3地先から<br>南区南蟹屋二丁目735番3地先まで | 旧   | メートル<br>6.10<br>～<br>6.38   | メートル<br>37.00 |
|       |          |                                        | 新   | メートル<br>8.62<br>～<br>8.90   | メートル<br>37.00 |
| 市道    | 南1区104号線 | 南区南蟹屋二丁目735番3地先から<br>南区南蟹屋二丁目735番3地先まで | 旧   | メートル<br>12.71<br>～<br>40.35 | メートル<br>42.00 |
|       |          |                                        | 新   | メートル<br>12.71<br>～<br>30.65 | メートル<br>42.00 |

広島市告示（南区）第157号

平成29年10月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月11日から同月25日まで、南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日     |
|-------|----------|----------------------------------------|-------------|
| 市道    | 南1区37号線  | 南区南蟹屋二丁目735番3地先から<br>南区南蟹屋二丁目735番3地先まで | 平成29年10月11日 |
| 市道    | 南1区104号線 | 南区南蟹屋二丁目735番3地先から<br>南区南蟹屋二丁目735番3地先まで | 平成29年10月11日 |

広島市告示（南区）第158号

平成29年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第159号

平成29年10月16日

広島市稲荷町自転車等駐車場、広島市広島駅南口第二自転車等駐車場及び広島市広島駅南口第四自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示（南区）第160号

平成29年10月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第161号

平成29年10月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第162号

平成29年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第163号

平成29年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第164号

平成29年10月30日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成29年10月30日
- 3 道路の位置 広島市南区仁保三丁目の615番1の一部、644番2の一部、644番5の一部、644番10の一部、644番12の一部及び615番1地先里道
- 4 幅員 4.0~6.0メートル
- 5 延長 55.03メートル

広島市告示(南区)第165号

平成29年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第166号

平成29年10月31日

広島市広島駅南口第二自転車等駐車場及び広島市広島駅南口第五自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、平成29年10月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(西区)第85号

平成29年10月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第86号

平成29年10月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第87号

平成29年10月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第88号

平成29年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第89号

平成29年10月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第90号



平成29年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第91号

平成29年10月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第92号

平成29年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第93号

平成29年10月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐南区）第117号

平成29年10月2日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年9月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第118号

平成29年10月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年10月3日から平成29年10月17日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                             |
|----|--------------|----------------------------------------|
| 里道 | 安佐南2区1443号里道 | 安佐南区大町東一丁目41番地先から<br>安佐南区大町東一丁目41番地先まで |

広島市告示（安佐南区）第119号

平成29年10月5日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年10月5日から平成29年10月19日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等           | 所在（起点及び終点）                               |
|----|----------------|------------------------------------------|
| 里道 | 安佐南1区358号里道の一部 | 安佐南区八木三丁目2492番地先から<br>安佐南区八木三丁目2492番地先まで |

広島市告示（安佐南区）第120号

平成29年10月13日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年10月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第121号

平成29年10月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月17日から同年10月31日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                       | 新旧別 | 幅員(m)              | 延長(m)  |
|-------|------------|--------------------------------------------|-----|--------------------|--------|
| 市道    | 安佐南3区241号線 | 広島市安佐南区祇園三丁目540番5地先から広島市安佐南区祇園六丁目628番1地先まで | 旧   | 3.70<br>～<br>4.80  | 488.47 |
|       |            |                                            | 新   | 8.47<br>～<br>11.20 | 488.47 |

広島市告示(安佐南区)第122号

平成29年10月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月17日から同年10月31日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                       | 供用開始の期日     |
|-------|------------|--------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安佐南3区241号線 | 広島市安佐南区祇園三丁目540番5地先から広島市安佐南区祇園六丁目628番1地先まで | 平成29年10月17日 |

広島市告示(安佐南区)第123号

平成29年10月17日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成29年10月17日から平成29年10月31日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                           |
|----|--------------|--------------------------------------|
| 里道 | 安佐南2区1308号里道 | 安佐南区大町東一丁目67番1地先から安佐南区大町東一丁目67番1地先まで |

広島市告示(安佐南区)第124号

平成29年10月20日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年10月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第82号

平成29年10月3日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋光洋自治会(代表者 古山 悦生)について、次のとおり清算終了しましたので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

|   |            |                                                                                                             |
|---|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 名称         | 上町屋光洋区自治会                                                                                                   |
| 2 | 区域         | 広島市安佐北区三入五丁目4番12-1号から4番12-16号までの区域、5番2号から5番9号までの区域、6番2号から6番10号までの区域、7番25号から7番33号までの区域、8番38-1号から8番47-4号までの区域 |
| 3 | 事務所        | 広島県広島市安佐北区三入五丁目8番41-1号                                                                                      |
| 4 | 清算人の氏名及び住所 | 木戸 良二<br>広島市安佐北区三入五丁目4番12-4号                                                                                |
| 5 | 清算終了年月日    | 平成29年9月26日                                                                                                  |

広島市告示(安佐北区)第84号

平成29年10月6日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年10月6日から10月20日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等               | 所在(起点及び終点)                           |
|----|-----|--------------------|--------------------------------------|
| 水路 | 旧   | K3-F3-X叶儀-15-32号水路 | 安佐北区亀山二丁目996番1地先から安佐北区亀山二丁目995番1地先まで |
|    | 新   | K3-F3-X叶儀-15-32号水路 | 安佐北区亀山二丁目996番8地先から安佐北区亀山二丁目996番8地先まで |

広島市告示(安佐北区)第85号

平成29年10月6日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第7号
- 2. 指定年月日 平成29年10月6日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南一丁目1215番5の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 6.20メートル  
延長 52.21メートル

広島市告示(安佐北区)第86号

平成29年10月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年10月11日から同月25日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                | 所在(起点及び終点)                               |
|----|---------------------|------------------------------------------|
| 水路 | K4-F3-K川東-18-199号水路 | 安佐北区大林四丁目3961番地先から<br>安佐北区大林四丁目3950番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第87号

平成29年10月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成29年10月11日から同月25日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                | 所在(起点及び終点)                               |
|----|---------------------|------------------------------------------|
| 水路 | K4-F3-K川東-18-199号水路 | 安佐北区大林四丁目3961番地先から<br>安佐北区大林四丁目3950番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第88号

平成29年10月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年10月11日から同月25日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|-----|------|------------|
|    |     |      |            |

| 里道 | 旧 | 安佐北3区4125号里道 | 安佐北区大林四丁目3961番地先から<br>安佐北区大林四丁目3950番地先まで |
|----|---|--------------|------------------------------------------|
|    | 新 | 安佐北3区4125号里道 | 安佐北区大林四丁目3950番地先から<br>安佐北区大林四丁目3950番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第89号

平成29年10月12日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第8号
- 2. 指定年月日 平成29年10月12日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区深川三丁目551番1の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 21.57メートル

広島市告示(安佐北区)第90号

平成29年10月13日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年10月13日から平成29年10月27日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                               |
|----|--------------|------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区1415号里道 | 安佐北区亀山七丁目403番3地先から<br>安佐北区亀山七丁目403番3地先まで |

広島市告示(安佐北区)第91号

平成29年10月18日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月18日から同年11月1日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | 敷地の延長(m) |
|-------|-----|------|-----|----------|----------|
|       |     |      |     |          |          |

|    |             |                                            |   |                     |       |
|----|-------------|--------------------------------------------|---|---------------------|-------|
| 市道 | 安佐北2区1115線  | 安佐北区落合南町字金川485番地2地先から安佐北区落合南町字金川485番地1地先まで | 旧 | 6.90<br>～<br>6.95   | 5.20  |
|    |             |                                            | 新 | 9.00<br>～<br>9.80   |       |
| 市道 | 安佐北2区1016号線 | 安佐北区落合南二丁目2602番地7地先から安佐北区落合南二丁目2602番地7地先まで | 旧 | 5.60<br>～<br>10.50  | 12.80 |
|    |             |                                            | 新 | 7.50<br>～<br>13.00  |       |
| 市道 | 安佐北2区1016号線 | 安佐北区落合南二丁目2602番地7地先から安佐北区落合南二丁目2602番地7地先まで | 旧 | 12.20<br>～<br>14.40 | 2.00  |
|    |             |                                            | 新 | 12.20<br>～<br>16.90 |       |

広島市告示(安佐北区)第92号

平成29年10月18日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月18日から同年11月1日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始区間                                     | 供用開始の期日     |
|-------|-------------|--------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安佐北2区1115号線 | 安佐北区落合南町字金川485番地2地先から安佐北区落合南町字金川485番地1地先まで | 平成29年10月18日 |
|       |             | 安佐北区落合南町字金川493番地2地先から安佐北区落合南一丁目327番地1地先まで  |             |
| 市道    | 安佐北2区1016号線 | 安佐北区落合南二丁目2602番地7地先から安佐北区落合南二丁目2602番地7地先まで |             |
|       |             | 安佐北区落合南二丁目2602番地7地先から安佐北区落合南二丁目2602番地7地先まで |             |

広島市告示(安佐北区)第93号

平成29年10月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1. 指定番号 第9号
2. 指定年月日 平成29年10月26日
3. 道路の位置 広島市安佐北区深川一丁目993番13の一部
4. 幅員及び延長 幅員 5.0メートル  
延長 22.02メートル

広島市告示(安佐北区)第94号

平成29年10月27日

可部駅西口駐輪場、河戸帆待川駅駐輪場及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年10月26日に広島市西部自転車保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第95号

平成29年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第77号

平成29年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第78号

平成29年10月16日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、10月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第79号

平成29年10月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月17日から同月31日まで安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                               | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸3区130号線 | 広島市安芸区船越南二丁目1966番地2地先から<br>広島市安芸区船越南二丁目1966番地2地先まで | 旧   | メートル<br>8.50<br>～<br>8.72 | メートル<br>27.60 |
|       |           |                                                    | 新   | メートル<br>6.42<br>～<br>7.80 | メートル<br>27.60 |

広島市告示(安芸区)第80号

平成29年10月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月17日から同月31日まで安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                             | 供用開始の期日     |
|-------|-----------|----------------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 安芸3区130号線 | 広島市安芸区船越南二丁目1966番地2地先から<br>広島市安芸区船越南二丁目1966番地2地先まで | 平成29年10月17日 |

広島市告示(安芸区)第81号

平成29年10月30日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第4号
- 2 指定年月日 平成29年10月30日
- 3 道路の位置 広島市安芸区畑賀一丁目155番7の一部
- 4 幅員 5.00～6.15メートル
- 5 延長 47.51メートル

広島市告示(安芸区)第82号

平成29年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第83号

平成29年10月31日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、10月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(佐伯区)第125号

平成29年10月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第126号

平成29年10月2日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年9月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(佐伯区)第127号

平成29年10月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を一部廃止します。

その関係図書は、平成29年10月3日から同年10月17日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦

覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等       | 所在(起点及び終点)                          |
|----|------------|-------------------------------------|
| 旧  | 佐伯3区275号里道 | 佐伯区千同三丁目56番7地先から<br>佐伯区千同三丁目59番地先まで |
| 新  | 佐伯3区275号里道 | 佐伯区千同三丁目56番7地先から<br>佐伯区千同三丁目59番地先まで |

広島市告示(佐伯区)第128号

平成29年10月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第129号

平成29年10月6日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図書は、平成29年10月6日から同月20日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                | 所在(起点及び終点)                                                       |
|----|---------------------|------------------------------------------------------------------|
| 水路 | K3-H-2-2<br>02-2号水路 | 広島市佐伯区五日市町大字石内字横<br>岩5613番地先から<br>広島市佐伯区五日市町大字石内字横<br>岩5613番地先まで |

広島市告示(佐伯区)第130号

平成29年10月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第131号

平成29年10月13日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月13日から同月27日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供しま

す。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 変更区間                                                 | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長        |
|-------|----------|------------------------------------------------------|-----|---------------------------|--------------|
| 市道    | 佐伯1区90号線 | 佐伯区五日市町大字石内字有井甲3964番地先から<br>佐伯区五日市町大字石内字有井甲3964番地先まで | 旧   | メートル<br>4.10<br>～<br>5.00 | メートル<br>4.50 |
|       |          |                                                      | 新   | メートル<br>5.00<br>～<br>7.00 | メートル<br>4.50 |

広島市告示(佐伯区)第132号

平成29年10月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年10月13日から同月27日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名      | 供用開始                                                 | 供用開始の期日     |
|-------|----------|------------------------------------------------------|-------------|
| 市道    | 佐伯1区90号線 | 佐伯区五日市町大字石内字有井甲3964番地先から<br>佐伯区五日市町大字石内字有井甲3964番地先まで | 平成29年10月13日 |

広島市告示(佐伯区)第133号

平成29年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第134号

平成29年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第135号

平成29年10月23日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年10月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第136号

平成29年10月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第137号

平成29年10月27日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図面は、平成29年11月10日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

| 公園名称    | 所在地                         | 供用開始の期日         | 区域     |
|---------|-----------------------------|-----------------|--------|
| 楽々園第四公園 | 広島市佐伯区<br>楽々園六丁目<br>1065番40 | 平成29年10<br>月27日 | 別図のとおり |

別図 略

広島市告示（佐伯区）第138号

平成29年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第139号

平成29年10月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

### 選管告示

広島市選挙管理委員会告示第5号

平成29年10月9日

平成29年10月9日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会

委員長 二國則昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,591人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,439人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中区 37,142人

東区 33,146人

南区 39,192人

西区 51,952人

安佐南区 64,002人

安佐北区 41,226人

安芸区 21,874人

佐伯区 37,974人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求

市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,252人

広島市選挙管理委員会告示第6号

平成29年10月25日

平成29年10月25日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会  
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,600人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,499人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

|       |         |
|-------|---------|
| 中 区   | 37,172人 |
| 東 区   | 33,178人 |
| 南 区   | 39,206人 |
| 西 区   | 51,981人 |
| 安佐南区  | 64,031人 |
| 安佐北区  | 41,219人 |
| 安 芸 区 | 21,889人 |
| 佐 伯 区 | 37,991人 |

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

163,332人

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第5号

平成29年10月9日

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中 村 信 介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第6号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中 村 信 介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第7号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中 村 信 介

| 期日前投票所開設場所          | 所在地               |
|---------------------|-------------------|
| 広島市中区役所<br>3階 第6会議室 | 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 |

広島市中区選挙管理委員会告示第8号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中 村 信 介



|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 期日前投票所開設場所          | 所在地               |
| 広島市中区役所<br>3階 第6会議室 | 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 |

広島市中区選挙管理委員会告示第9号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第10号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第11号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
  - 2 日時 平成29年10月10日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
- (2) 日時 平成29年10月19日 午後5時40分

広島市中区選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目1番41号  
広島市立国泰寺中学校 体育館
- 2 日時 平成29年10月22日 午後9時20分開始

広島市中区選挙管理委員会告示第13号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

次のとおり 略

広島市中区選挙管理委員会告示第14号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 平成29年10月19日 午後5時20分

広島市中区選挙管理委員会告示第15号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室

2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

広島市中区選挙管理委員会告示第16号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

掲示を行う場所 各投票所の入口

広島市中区選挙管理委員会告示第17号

平成29年10月12日

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局

2 期 間 等 平成29年10月20日から11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第18号

平成29年10月25日

平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

| 期日前投票所開設場所          | 所在地               |
|---------------------|-------------------|
| 広島市中区役所<br>3階 第6会議室 | 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 |

広島市中区選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室

2 日 時 平成29年10月26日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があつた場合は、次のとおり改めて行う。

(1) 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室

(2) 日 時 平成29年11月9日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第24号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目1番41号  
広島市立国泰寺中学校 体育館

2 日 時 平成29年11月12日 午後9時20分開始

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第25号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市中区選挙管理委員会告示第26号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあつた開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 2階 第1会議室

2 日 時 平成29年11月9日 午後5時20分

~~~~~  
**広島市東区選挙管理委員会告示第5号**

平成29年10月9日

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第

100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

別紙 略

~~~~~  
**広島市東区選挙管理委員会告示第6号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

別紙 略

~~~~~  
**広島市東区選挙管理委員会告示第7号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

| 期日前投票所開設場所          | 所在地                 | 期間                                     |
|---------------------|---------------------|----------------------------------------|
| 広島市東区役所<br>3階 第3会議室 | 広島市東区東蟹屋町<br>9番38号  | 平成29年10月11日<br>から<br>平成29年10月21日<br>まで |
| 広島市東区役所<br>温品出張所    | 広島市東区温品五丁<br>目1番18号 | 平成29年10月11日<br>から<br>平成29年10月21日<br>まで |

~~~~~  
**広島市東区選挙管理委員会告示第8号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雅

期日前投票所開設場所	所在地
広島市東区役所 3階 第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号

広島市東区選挙管理委員会告示第9号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第10号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第11号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第5会議室
- 2 日 時 平成29年10月10日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めてくじを行う。

- (1) 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第5会議室
- (2) 日 時 平成29年10月19日 午後5時40分

広島市東区選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- 2 日 時 平成29年10月22日 午後9時20分開始

広島市東区選挙管理委員会告示第13号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

次のとおり 略

広島市東区選挙管理委員会告示第14号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第5会議室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時20分

広島市東区選挙管理委員会告示第15号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第5会議室
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

広島市東区選挙管理委員会告示第16号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査にお

ける審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

掲示を行う場所 各投票所の入口

広島市東区選挙管理委員会告示第17号

平成29年10月19日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第18号

平成29年10月25日

平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

期日前投票所 開設場所	所在地	期間
広島市東区役所 3階 第3会議室	広島市東区東蟹屋町 9番38号	平成29年10月27日 から 平成29年11月11日 日まで
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五丁 目1番18号	平成29年10月27日 から 平成29年11月11日 日まで

広島市東区選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第4会議室
  - 2 日 時 平成29年10月26日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めてくじを行う。

- (1) 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第4会議室
- (2) 日時 平成29年11月9日 午後5時40分

広島市東区選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

- 1 場所 広島市東区光町二丁目15番8号  
広島市立二葉中学校 体育館
- 2 日時 平成29年11月12日 午後9時20分開始

広島市東区選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

次のとおり 略

広島市東区選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀 雅

- 1 場所 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第4会議室
- 2 日時 平成29年11月9日 午後5時20分

広島市南区選挙管理委員会告示第5号

平成29年10月9日

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 大原 貞 夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所内  
広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成29年10月20日から11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第6号

平成29年10月9日

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞 夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第7号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞 夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第8号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞 夫

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所 3階3-1会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区選挙管理委員会告示第9号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所 3階3-1会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区選挙管理委員会告示第10号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似島	似島集会所	午前6時00分	午後6時00分

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金輪	金輪島集会所	午後6時00分

広島市南区選挙管理委員会告示第11号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第13号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂

2 日時 平成29年10月10日 午後5時20分

ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

(1) 場所 上記に同じ

(2) 日時 平成29年10月19日 午後5時40分

広島市南区選挙管理委員会告示第14号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区東本浦町1番18号

広島市立広島工業高等学校 体育館

2 日時 平成29年10月22日 午後9時20分開始

広島市南区選挙管理委員会告示第15号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第16号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときくじを

行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成29年10月19日 午後5時20分

広島市南区選挙管理委員会告示第17号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときにのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成29年10月19日 午後5時30分

広島市南区選挙管理委員会告示第18号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

掲示を行う場所 各投票所の入口

広島市南区選挙管理委員会告示第19号  
平成29年10月25日

平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第20号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第21号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所 3階3-1会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区選挙管理委員会告示第22号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

- 1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似島	似島集会所	午前6時00分	午後6時00分

- 2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金輪	金輪島集会所	午後6時00分

広島市南区選挙管理委員会告示第23号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第24号



平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
  - 2 日時 平成29年10月26日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 上記に同じ
- (2) 日時 平成29年11月9日 午後5時40分

広島市南区選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区東本浦町1番18号  
広島市立広島工業高等学校 体育館
- 2 日時 平成29年11月12日 午後9時20分開始

広島市南区選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

別紙 略

広島市南区選挙管理委員会告示第28号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原貞夫

- 1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成29年11月9日 午後5時20分

広島市西区選挙管理委員会告示第5号

平成29年10月9日

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第6号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

掲示を行う場所 別紙のとおり

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第7号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第8号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

期日前投票所開設場所	所在地
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区選挙管理委員会告示第9号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

期日前投票所開設場所	所在地
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区選挙管理委員会告示第10号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第11号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行予定の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同

令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
  - 2 日時 平成29年10月10日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- (2) 日時 平成29年10月19日 午後5時40分

広島市西区選挙管理委員会告示第13号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

- 1 場所 広島市西区庚午中四丁目12番48号  
広島市立庚午中学校 体育館
- 2 日時 平成29年10月22日 午後9時20分開始

広島市西区選挙管理委員会告示第14号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、下記のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

下記のとおり 略

広島市西区選挙管理委員会告示第15号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- 2 日時 平成29年10月19日 午後5時20分

広島市西区選挙管理委員会告示第16号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- 2 日時 平成29年10月19日 午後5時30分

広島市西区選挙管理委員会告示第17号

平成29年10月10日

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成29年10月20日から11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第18号

平成29年10月22日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者を、次のとおり変更しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

次のとおり 略

広島市西区選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月25日

平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

期日前投票所開設場所	所在地
広島市西区役所 2階 第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木孝和

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前

投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
  - 2 日時 平成29年10月26日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり行います。
- (1) 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
  - (2) 日時 平成29年11月9日 午後5時40分

広島市西区選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

- 1 場所 広島市西区観音本町二丁目1番26号  
広島市立観音小学校 体育館
- 2 日時 平成29年11月12日 午後9時20分開始

広島市西区選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、下記のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会

委員長 船木 孝和

下記のとおり 略

広島市西区選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に關し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- 2 日時 平成29年11月9日 午後5時20分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月9日

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

期日前投票所開設場所	所在地	期間
広島市安佐南区役所 1階 第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	平成29年10月11日から 平成29年10月21日まで
広島市安佐南区役所 佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号	平成29年10月11日から 平成29年10月21日まで
広島市安佐南区役所 祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号	平成29年10月11日から 平成29年10月21日まで
広島市安佐南区役所 沼田出張所	広島市安佐南区伴東四丁目18番6号	平成29年10月11日から 平成29年10月21日まで

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第22号**  
 平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

| 期日前投票所開設場所            | 所在地                |
|-----------------------|--------------------|
| 広島市安佐南区役所<br>1階 第2会議室 | 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 |

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第23号**  
 平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第24号**  
 平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第

24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第25号**  
 平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
  - 2 日時 平成29年10月10日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- (2) 日時 平成29年10月19日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第26号**  
 平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号  
広島市立沼田高等学校 体育館
- 2 日時 平成29年10月22日 午後9時20分開始

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第27号**  
 平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第28号**

平成29年10月10日  
 平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

- 1 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
 広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時20分

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第29号**

平成29年10月10日  
 平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

- 1 場 所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
 広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第30号**

平成29年10月10日  
 平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

掲示を行う場所 別紙のとおり  
 別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第31号**

平成29年10月20日  
 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要があるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

次のとおり 略  
 ~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第32号**  
 平成29年10月20日  
 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要があるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

次のとおり 略  
 ~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第33号**

平成29年10月20日  
 平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要があるため、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

次のとおり 略  
 ~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第34号**

平成29年10月25日  
 平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

別紙 略  
 ~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第35号**

平成29年10月26日  
 平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
 委員長 渡部 邦 昭

別紙 略  
 ~~~~~

**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第36号**

平成29年10月26日  
 平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

| 期日前投票所<br>開設場所        | 所在地                | 期間                             |
|-----------------------|--------------------|--------------------------------|
| 広島市安佐南区役所<br>1階 第2会議室 | 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 | 平成29年10月27日から<br>平成29年11月11日まで |
| 広島市安佐南区役所<br>佐東出張所    | 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号 | 平成29年10月27日から<br>平成29年11月11日まで |
| 広島市安佐南区役所<br>祇園出張所    | 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号  | 平成29年10月27日から<br>平成29年11月11日まで |
| 広島市安佐南区役所<br>沼田出張所    | 広島市安佐南区伴東四丁目18番6号  | 平成29年10月27日から<br>平成29年11月11日まで |

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第37号**

平成29年10月26日  
平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第38号**

平成29年10月26日  
平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第39号**

平成29年10月26日  
平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成29年10月26日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- (2) 日時 平成29年11月9日 午後5時30分

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第40号**

平成29年10月26日  
平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区伴東六丁目1番1号  
広島市立沼田高等学校 体育館
- 2 日時 平成29年11月12日 午後9時20分開始

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第41号**

平成29年10月26日  
平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会告示第42号**

平成29年10月26日  
平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成29年11月9日 午後5時20分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第7号

平成29年10月9日

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第8号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第9号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

| 期日前投票所<br>開設場所        | 所在地                            | 期間                                     |
|-----------------------|--------------------------------|----------------------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>1階 第一会議室 | 広島市安佐北区可部<br>四丁目13番13号         | 平成29年10月11<br>日から<br>平成29年10月21<br>日まで |
| 広島市安佐北区役所<br>白木出張所    | 広島市安佐北区白木<br>町大字秋山2391<br>番地の4 | 平成29年10月11<br>日から<br>平成29年10月21<br>日まで |
| 広島市安佐北区役所<br>高陽出張所    | 広島市安佐北区深川<br>五丁目13番7号          | 平成29年10月11<br>日から<br>平成29年10月21<br>日まで |
| 広島市安佐北区役所<br>安佐出張所    | 広島市安佐北区安佐<br>町大字飯室3052<br>番地の1 | 平成29年10月11<br>日から<br>平成29年10月21<br>日まで |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第10号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が期日前投票を行うことができる期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

| 期日前投票所開設場所            | 所在地                |
|-----------------------|--------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>1階 第一会議室 | 広島市安佐北区可部四丁目13番13号 |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第11号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第13号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂



2 日 時 平成29年10月10日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の8の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

(1) 場 所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂

(2) 日 時 平成29年10月19日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第14号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

1 場 所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号  
広島市立安佐北高等学校 体育館

2 日 時 平成29年10月22日 午後9時20分開始

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第15号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第16号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

1 場 所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂

2 日 時 平成29年10月19日 午後5時20分

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第17号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人

となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

1 場 所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂

2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第18号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

掲示を行う場所 別紙のとおり。

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第19号**

平成29年10月25日

平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第20号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安佐北区選挙管理委員会告示第21号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 大本和則

| 期日前投票所<br>開設場所        | 所在地                            | 期間                                     |
|-----------------------|--------------------------------|----------------------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>1階 第一会議室 | 広島市安佐北区可部<br>四丁目13番13号         | 平成29年10月27<br>日から<br>平成29年11月11<br>日まで |
| 広島市安佐北区役所<br>白木出張所    | 広島市安佐北区白木<br>町大字秋山2391<br>番地の4 | 平成29年10月27<br>日から<br>平成29年11月11<br>日まで |
| 広島市安佐北区役所<br>高陽出張所    | 広島市安佐北区深川<br>五丁目13番7号          | 平成29年10月27<br>日から<br>平成29年11月11<br>日まで |
| 広島市安佐北区役所<br>安佐出張所    | 広島市安佐北区安佐<br>町大字飯室3052<br>番地の1 | 平成29年10月27<br>日から<br>平成29年11月11<br>日まで |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成29年10月26日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- (2) 日時 平成29年11月9日 午後5時40分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区三入東一丁目14番1号  
広島市立安佐北高等学校 体育館
- 2 日時 平成29年11月12日 午後9時20分開始

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

次のとおり 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときは又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成29年11月9日 午後5時20分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第6号

平成29年10月9日

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第7号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第8号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

| 期日前投票所開設場所      | 所在地               | 期間                         |
|-----------------|-------------------|----------------------------|
| 広島市安芸区役所3階第1会議室 | 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 | 平成29年10月11日から平成29年10月21日まで |
| 広島市安芸区役所中野出張所   | 広島市安芸区中野三丁目20番9号  | 平成29年10月11日から平成29年10月21日まで |
| 広島市安芸区役所阿戸出張所   | 広島市安芸区阿戸町6257番地の2 | 平成29年10月11日から平成29年10月21日まで |
| 広島市安芸区役所矢野出張所   | 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号 | 平成29年10月11日から平成29年10月21日まで |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第9号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

| 期日前投票所開設場所      | 所在地               |
|-----------------|-------------------|
| 広島市安芸区役所3階第1会議室 | 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第10号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第11号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第12号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂

2 日 時 平成29年10月10日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

(1) 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂

(2) 日 時 平成29年10月19日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第13号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

1 場 所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館

2 日 時 平成29年10月22日 午後9時20分開始

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第14号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第15号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂

2 日 時 平成29年10月19日 午後5時20分

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第16号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人

となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂

2 日 時 平成29年10月19日 午後5時30分

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第17号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、別紙のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第18号**

平成29年10月10日

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

1 場 所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所内

広島市安芸区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成29年10月20日から11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第19号**

平成29年10月25日

平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会告示第20号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

| 期日前投票所<br>開設場所      | 所在地                   | 期間                                     |
|---------------------|-----------------------|----------------------------------------|
| 広島市安芸区役所<br>3階第1会議室 | 広島市安芸区船越南<br>三丁目4番36号 | 平成29年10月27<br>日から<br>平成29年11月11<br>日まで |
| 広島市安芸区役所<br>中野出張所   | 広島市安芸区中野三<br>丁目20番9号  | 平成29年10月27<br>日から<br>平成29年11月11<br>日まで |
| 広島市安芸区役所<br>阿戸出張所   | 広島市安芸区阿戸町<br>6257番地の2 | 平成29年10月27<br>日から<br>平成29年11月11<br>日まで |
| 広島市安芸区役所<br>矢野出張所   | 広島市安芸区矢野東<br>五丁目7番18号 | 平成29年10月27<br>日から<br>平成29年11月11<br>日まで |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂
- 2 日時 平成29年10月26日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂
- (2) 日時 平成29年11月9日 午後5時40分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区矢野東二丁目16番1号  
広島市立矢野中学校 体育館
- 2 日時 平成29年11月12日 午後9時20分開始

広島市安芸区選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

次のとおり 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に  
関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人  
を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候  
補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び  
日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂
- 2 日時 平成29年11月9日 午後5時20分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第8号  
平成29年10月9日

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選  
挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第1  
00号）第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置  
しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第9号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票  
所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定  
により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第10号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日  
前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条  
の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規  
定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 期日前投票所<br>開設場所       | 所在地                   | 期間                                     |
|----------------------|-----------------------|----------------------------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>3階302会議室 | 広島市佐伯区海老園<br>二丁目5番28号 | 平成29年10月11<br>日から<br>平成29年10月21<br>日まで |

|                   |                        |                                        |
|-------------------|------------------------|----------------------------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>湯来出張所 | 広島市佐伯区湯来町<br>大字和田166番地 | 平成29年10月11<br>日から<br>平成29年10月21<br>日まで |
|-------------------|------------------------|----------------------------------------|

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第11号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在  
外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる  
期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第4  
9条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条  
の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 期日前投票所開設場所           | 所在地                   |
|----------------------|-----------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>3階302会議室 | 広島市佐伯区海老園二丁目5番28<br>号 |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第12号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票  
所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第  
40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 投票区     | 投票所施設名 | 投票所を閉じる時刻 |
|---------|--------|-----------|
| 第二十一投票区 | 白川集会所  | 午後6時00分   |
| 上多田投票区  | みどり会館  | 午後6時00分   |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第13号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票  
区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭  
和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令  
（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙  
のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第14号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における期日  
前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙  
法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定によ

り適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第15号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日時 平成29年10月10日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- (2) 日時 平成29年10月19日 午後5時40分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第16号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 開票の場所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号  
広島市五日市中学校 体育館
- 2 開票の日時 平成29年10月22日 午後9時20分開  
始

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第17号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 久笠信雄

次のとおり 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第18号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日時 平成29年10月19日 午後5時20分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日時 平成29年10月19日 午後5時30分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第20号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

掲示を行う場所 別紙のとおり  
別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月10日

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成29年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局  
(平成29年10月21日(土), 同月22日(日), 同月28日(土), 同月29日(日)及び11月3日(祝)については, 佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成29年10月20日から11月3日までの15日間, 毎日, 午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第22号  
平成29年10月21日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の辞任に伴い, 新たに選任する必要が生じたため, 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項の規定により, 次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

次のとおり 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第23号  
平成29年10月25日

平成29年11月12日執行予定の広島県知事選挙におけるポスター掲示場を, 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により, 別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第24号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所を, 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により, 次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 期日前投票所<br>開設場所       | 所在地                   | 期間                                     |
|----------------------|-----------------------|----------------------------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>3階302会議室 | 広島市佐伯区海老園<br>二丁目5番28号 | 平成29年10月27日<br>から<br>平成29年11月11日<br>まで |

|                   |                        |                                         |
|-------------------|------------------------|-----------------------------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>湯来出張所 | 広島市佐伯区湯来町<br>大字和田166番地 | 平成29年10月27日<br>から<br>平成29年11月11日<br>日まで |
|-------------------|------------------------|-----------------------------------------|

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第25号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を閉じる時刻を, 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により, 次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

| 投票区     | 投票所施設名 | 投票所を閉じる時刻 |
|---------|--------|-----------|
| 第二十一投票区 | 白川集会所  | 午後6時00分   |
| 上多田投票区  | みどり会館  | 午後6時00分   |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第26号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を, 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により, 別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第27号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を, 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第5項の規定により適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7の規定により適用される同令第24条第1項の規定により, 別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第28号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を, 次のとおり定めます。



広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日時 平成29年10月26日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- (2) 日時 平成29年11月9日 午後5時40分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第29号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第65条の規定により、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 開票の場所 広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号  
広島市立五日市中学校 体育館
- 2 開票の日時 平成29年11月12日 午後9時20分開  
始

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第30号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

次のとおり 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第31号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室

2 日時 平成29年11月9日 午後5時20分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第32号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

区選管委員長告示

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第1号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

不在者投票の投票記載場所

- 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 3階 第6会議室

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第2号  
平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 中村信介

不在者投票の投票記載場所

- 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所 3階 第6会議室

広島市東区選挙管理委員会告示第1号  
平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川秀雄

不在者投票の投票記載場所

- 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第3会議室  
広島市東区温品五丁目1番18号  
広島市東区役所 温品出張所

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者

投票の投票記載場所は、次のとおりとする。

広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第3会議室

広島市東区選挙管理委員長告示第2号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前川 秀雄

不在者投票の投票記載場所

広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所 3階 第3会議室  
広島市東区温品五丁目1番18号  
広島市東区役所 温品出張所

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞夫

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3-1会議室

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞夫

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3-1会議室

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 2階 第一会議室

広島市西区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 船木 孝和

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 2階 第一会議室

広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第2号

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

| 不在者投票の投票記載場所                             |
|------------------------------------------|
| 広島市安佐南区古市一丁目33番14号<br>広島市安佐南区役所 1階 第2会議室 |
| 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号<br>広島市安佐南区役所 佐東出張所    |
| 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号<br>広島市安佐南区役所 祇園出張所     |
| 広島市安佐南区伴東四丁目18番6号<br>広島市安佐南区役所 沼田出張所     |

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとする。

広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 1階 第2会議室

広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第3号

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

| 不在者投票の投票記載場所                             |
|------------------------------------------|
| 広島市安佐南区古市一丁目33番14号<br>広島市安佐南区役所 1階 第2会議室 |
| 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号<br>広島市安佐南区役所 佐東出張所    |
| 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号<br>広島市安佐南区役所 祇園出張所     |
| 広島市安佐南区伴東四丁目18番6号<br>広島市安佐南区役所 沼田出張所     |

**広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第1号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

不在者投票の投票記載場所

- 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
- 広島市安佐北区役所 1階 第一会議室
- 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
- 広島市安佐北区役所白木出張所
- 広島市安佐北区深川五丁目13番7号
- 広島市安佐北区役所高陽出張所
- 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
- 広島市安佐北区役所安佐出張所

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は次のとおりとする。

- 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
- 広島市安佐北区役所 1階 第一会議室

**広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第2号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

不在者投票の投票記載場所

- 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
- 広島市安佐北区役所 1階 第一会議室
- 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
- 広島市安佐北区役所白木出張所
- 広島市安佐北区深川五丁目13番7号
- 広島市安佐北区役所高陽出張所
- 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
- 広島市安佐北区役所安佐出張所

**広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第1号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

不在者投票の投票記載場所

- 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
- 広島市安芸区役所 3階 第1会議室
- 広島市安芸区中野三丁目20番9号

- 広島市安芸区役所中野出張所
- 広島市安芸区阿戸町6257番地の2
- 広島市安芸区役所阿戸出張所
- 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
- 広島市安芸区役所矢野出張所

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとします。

- 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
- 広島市安芸区役所 3階 第1会議室

**広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第2号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

不在者投票の投票記載場所

- 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
- 広島市安芸区役所 3階 第1会議室
- 広島市安芸区中野三丁目20番9号
- 広島市安芸区役所中野出張所
- 広島市安芸区阿戸町6257番地の2
- 広島市安芸区役所阿戸出張所
- 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
- 広島市安芸区役所矢野出張所

**広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第1号**

平成29年10月10日

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

不在者投票の投票記載場所

- 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
- 広島市佐伯区役所 3階 302会議室
- 広島市佐伯区湯来町大字和田166番地
- 広島市佐伯区役所湯来出張所

ただし、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が行う不在者投票の投票記載場所は、次のとおりとします。

- 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
- 広島市佐伯区役所 3階 302会議室

**広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第2号**

平成29年10月26日

平成29年11月12日執行の広島県知事選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 3階 302会議室  
広島市佐伯区湯来町大字和田166番地  
広島市佐伯区役所湯来出張所

**教育委員会告示**

広島市教育委員会告示第18号  
平成29年10月6日

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定に基づき、選挙に係る個人演説会等の開催のために必要な設備の程度を別表1、個人演説会等の施設（設備を含む。）の使用のために候補者等が納付すべき費用額を別表2のとおり定める。

広島市教育委員会  
教育長 糸 山 隆

別表1及び別表2 略

広島市教育委員会告示第19号  
平成29年10月26日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会  
教育長 糸 山 隆

| 文 書 名                                        | 印影を印刷する公印の名称 |
|----------------------------------------------|--------------|
| 永年勤続表彰（退職）<br>永年勤続表彰（20年勤続）<br>永年勤続表彰（30年勤続） | 広島市教育委員会印    |

**監査公表**

広島市監査公表第29号  
平成29年10月6日

平成29年8月10日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求について、その監査結果を地方自治法第242条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

広島市監査委員 佐 伯 克 彦  
同 井 上 周 子  
同 原 裕 治  
同 桑 田 恭 子

（別紙）

広 監 第 7 9 号  
平成29年10月6日

請求人  
（略）

広島市監査委員 佐 伯 克 彦  
同 井 上 周 子  
同 原 裕 治  
同 桑 田 恭 子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について  
（通知）

平成29年8月10日付けで受け付けた広島市職員に関する措置請求（以下「本件措置請求」という。）について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第1 請求の要旨

平成29年8月10日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。

松井一實広島市長、橋國雅文環境局埋立地整備部長、神田裕明前恵下埋立地建設事務所長、松島邦彦前恵下埋立地建設事務所専門員、その他恵下埋立地建設事務所「恵下埋立地（仮称）建設工事」担当者等にかかる措置請求

1 請求の要旨

(1) 概要

「恵下埋立地（仮称）建設工事」（工期：平成28年3月1日から平成32年3月10日、施工業者：大林・洋林・宮川建設工事共同企業体）においては、伐採した立木（以下、「伐採木」という。）はすべて産業廃棄物として処分することとして、その処分料金を工事金額に含んでいた。

ところが、伐採木のうち「幹」の部分が「産廃部分」ではなく、「有用物」として木材市場で売却されていた。

その結果、産廃処分料と売却益の両方が、違法・不当に請負業者に渡った。

昨年、神田裕明前恵下埋立地建設事務所長に対してこのことを指摘し、調査及び是正措置をお願いした。しかしながら、広島市は是正措置（返納措置）をとらなかったため、違法・不当に税金を支出することとなり市民に損害を与えた。（平成28年12月以降の伐採分については、指摘通り産廃から有用物に変更し直接木材市場で売却しているとの事であるので、措置請求は、産業廃棄物としながら市場で売却されていたものに対してである。）

かかる違法・不当な公金支出に対して、損害額の返金処理と、当該職員への相応の処分を求めるため監査請求するものである。

## (2) 説明

## ア 事実関係

(ア) 伐採木を有用物として市場売却した場合には、売却益を市へ返納することとなっている。伐採木は市の財産であること、売却益は工事とは別物であることから、市の財産によって得た収益は、市に返納する必要があるからである。

これとは逆に、伐採木を市場価値のないものとして産廃処分する場合は処分料金を払って産廃処理業者に引取らせ処分する必要がある。

(イ) 本件工事に先立って行われた「恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事」においては、伐採木の「幹」の部分は、有用物として木材市場で売却され、売却益が市に返納されている。その売買記録の一部を〔事実証明書1〕として添付する。

(ウ) 木材市場（広島林産中市協同組合）は、本件工事現場から約20kmの位置にあることから、運搬距離が短く、運搬料金を支払っても売却益が見込まれる。市が設計に計上した産廃処分施設（再資源化施設）も約20kmとほぼ同じ距離にあり、両者を比較しても、有用物として市場売却する方を選んで設計すべきものであった。

(エ) しかしながら、先に行われた取付道路の工事では「幹」を市場売却したにも関わらず、本件工事では、伐採木は、「幹」の部分を含めて、全て産業廃棄物として処分する設計で工事発注された。〔事実証明書2〕

(オ) 大林組JVが作成した施工計画書においても、伐採木は、全て産業廃棄物として処分することとしている。大林組JVは、「幹」及び「根株」については、運搬距離が50kmもある河本組（安芸太田町川手）で処分することとした。（なお、枝葉については、設計通り佐伯区石内のゴールドフォレストとしている）〔事実証明書3〕

(カ) ところが、産廃処分されているはずの伐採木の「幹」の部分が、市場で売却されていた。

(キ) 市場売却益は売主であった賀茂地方森林組合が得ていた。その額がいくらであるのかは不明であるが、おおよそ推定すれば1,000万円程度になると思われる。大林組JVも広島市も、関係ないため把握していないと言っているが、広島林産中市協同組合が賀茂地方森林組合に確認すれば分かるはずである。

私たちの指摘によって、広島市が大林組JVに聞取り調査したところでは、売却された量は、平成28年12月までに3,700㎡ということであった。〔事実証明書4〕

なお、賀茂地方森林組合は、本件工事の一次下請業者である。〔事実証明書5〕

(ク) 市場売却されていた幹は、伐採現場において枝を取

り払われ、幹のみにしてトラックに積み込み易いよう選別・集積されていたものである。

伐採木は、再資源化施設で再資源化処理（チップ等にする処理）を行うこととして処理費用が組み込まれている。しかし、「幹」の部分はそのまま売却されている。

設計上は、佐伯区五日市町石内のゴールドフォレストで再資源化するとして、その費用（1㎡当り2,200円）が計上されている。市場売却された数量を3,700㎡とすれば、1,000万円程度（諸経費込み）が、実際に再資源化の作業をしていないにも関わらず支払われた額になる。

河本組での処分費が、河本組の公表通り1㎡当り7,500円であれば、2,700万円余りが大林組JVから河本組に渡っているということになるが、再資源化処理をしていないのであるから、共謀して処理費用を広島市からだまし取ったという構図になっている。産廃処分費は〔事実証明書6〕の通り。

(ケ) 木材運搬トラックが、伐採現場から河本組に行くのではなく、木材市場の方に行ったという目撃情報〔事実証明書7〕からは、産廃処分場への運搬費も支出してはならない経費ということになる。しかし、本件工事の設計に組み込まれている。

実際に伐採現場から直接木材市場に搬入された量は、運搬トラックのナンバー記録や運行記録を突き合わせれば判明すると思われる。

(コ) 産廃処分されているはずの伐採木の一部が市場売買されていることについて、昨年、恵下埋立地建設事務所を訪れ、神田裕明所長に話し、調査と是正措置をお願いした。その後の広島市の見解は、「すべて産廃処分としているが、再資源化施設において手選別で、廃棄物と有用物をより分け、有用物を市場売却しているので違法ではない」というものであり、議会でも、伐採木のすべてを産廃処分（再資源化施設に搬入）することとして設計計上し、施工業者もその通り再資源化施設に搬入していると答弁をしている。〔事実証明書8〕

なお、広島市からの問い合わせに対して元請業者は、すべて産廃処分している（中間処理施設に搬入している）と答えている。〔事実証明書9〕

(ク) しかしながら、現場で伐採された樹木は、現場で、枝と幹の部分に分けられ、幹は4mに切断されたうえで集積して、トラックに積み込まれており〔事実証明書10〕、中間処理施設（再資源化施設）で手選別でより分けている訳ではない。

現場で、そのまま木材市場に搬入できる状態にしていること、事実としてその幹を木材市場で売買したことから、「幹」は伐採現場に存在している時点ですでに「産業廃棄物」ではなく「有用物」であった。

従って、産廃処分場までの運搬費も支払うべきではない経費ということになる。

- (シ) 平成11年11月10日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知には、「根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引されているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである」と明確に記載されている。〔事実証明書11〕

本件のように、有価で取引されている製材用材として利用する場合には、「廃棄物」ではなく「有用物」として取り扱わなければならない。

- (ス) 伐採現場と木材市場、河本組との位置関係は〔事実証明書12〕の通りであり、一度河本組まで搬出してそこで積みなおして再度木材市場まで戻ってくるような位置関係にはない。このことは、当初から、幹の部分河本組に運ぶのではなく木材市場への運搬を前提としているとみることができる。

なお、本件工事の設計で見込んでいる再資源化施設ゴールドフォレストは〔事実証明書13〕の位置にある。

- (セ) 先に記述した通り、幹の部分は、実際に市場で売却したのであるから、「廃棄物」ではなく「有用物」である。当初設計を変更せず廃棄物のままとしたこと自体が違法・不当である。

幹の売却益（1,000万円程度になるものと推定される）は市に返納すべきものである。

廃棄物ではないのであるから、産廃処分料（1,000万円程度になるものと推定される）も支払ってはならないものである。

あわせて2,000万円程度が、違法・不当に請負業者に支払われたが、これは、廃棄物処理を利用した偽装工作による詐欺であり、業者と、その事実を知っていながら返納を求めなかった広島市の担当者も結託した詐欺事件ともいえるのではないか。

前の工事（恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事）で市場売却としたにも関わらず、本件工事で産業廃棄物として設計したこと自体不自然であり、当初から業者と結託してそのような設計としたのではないかと疑念すら生じる内容である。

- (ソ) 一般に、廃棄物か有用物かは、「中間処理（再資源化処理）に要した費用」+「売却先への運搬費」が、売却益を上回れば廃棄物、下回れば有用物と判断されており、廃棄物を再資源化施設で資源化して売買すること自体は違法ではない。

しかし本件は、伐採現場で選別し幹の部分のみトラックに積込んでいるので、中間処理施設（再資源化施設）で手選別している訳ではない。また、実態としても、中間処理施設まで運搬せず、直接木材市場に搬入している。（目撃情報）

更に、本省産業廃棄物対策室長通知に明確に「廃棄

物」ではないと記載されているように、「幹」の部分は産廃ではないのであるから、産廃のマニフェストに載せるべきものではない。一度、中間処理施設（河本組）までわざわざ搬入して、そこでトラックを変えて木材市場に搬入したとしても、現場で有用物として選別されているのであるから、産廃を装って処分費を詐欺したということに変わりはない。

このような問題についての広島市への文書での質問に対する文書での回答は、〔事実証明書14〕の通りであった。

- (タ) 環境影響評価書には、伐採木は、可能な限り製材用材等として有効活用することが記載されている。しかし、本件工事において、それを無視した設計を行っている。〔事実証明書15〕

また、木材市場の役員の方からも、広島市に対して、貴重な伐採木を市場に出すよう要望したという話がある。その時点では、産廃処分するので出せないと広島市に断られたそうである。

- (チ) 木材市場で売却したのは、請負業者の一次下請けである「賀茂地方森林組合」である。広島市の所有物が、いつの間にか、賀茂地方森林組合の所有物として市場売買されるという、いわば横領行為も行われているが、広島市の担当者が、そのことを知った上で黙認していることも大きな問題である。

- (ツ) 産業廃棄物は、マニフェストによって、その行先が分かるようになっている。本件工事は電子マニフェストであり、最終処分場所の記載されているもの（紙マニフェストのE票にあたる部分）を広島市に開示請求したが、取得していないとして開示されなかった。〔事実証明書16〕

本件工事の排出事業者は元請業者であるが、市は、最終処分まで監視し違法な処理が行われていないか確認する必要がある。マニフェスト上は、幹の部分は、河本組で再資源化され、賀茂地方森林組合に売却されているはずである。そのマニフェストを確認していたならば、設計の問題点を把握し、早い段階で「幹」の部分を直接市場売却することに切り替えたであろう。しかし、私たちが指摘するまで仕様変更しなかったし、それ以前に伐採したものについては不問とした。

すでに伐採済のものについても、本省通達の通り「幹」の部分は産業廃棄物ではないのであるから、適正な変更処理をしなければならなかったが、状況を把握していたにも関わらず変更処理をしなかったことが大きな問題である。

- (テ) 神田裕明前所長は、議会で、再資源化施設に持ち込んだ産業廃棄物を「手選別」によって、廃棄物と有用物により分けたのち有用物として市場売買したもので違法ではないとの答弁をしている。

しかしながら、当該伐採木は、伐採現場で「枝」と「幹」の部分に選別されており、それぞれにトラックに積み込まれたため、「手選別」の過程がない。議会を軽視し、虚偽の答弁をした。

イ 違法性、不当性

(ア) 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）によれば、「有用物」と「廃棄物」は明確に区分され、「有用物」と判断されるものは「廃棄物」ではない。市場価値のある「有用物」に、産廃の処分料金を支払うのは違法な公金支出行為である。

(イ) 本件工事の現場に存在している立木は、市の財産である。市の財産が、賀茂地方森林組合の財産として市場で売却されていたが、この行為は、横領にあたる。このことを知りながら黙認していることは違法・不当な行為にあたる。

(ウ) 広島市は、伐採木は産業廃棄物であるとし、再資源化施設で「手選別」によって、廃棄物と価値のあるものに分けられ、価値のあるものが市場で売られたのであるから違法ではないと議会で答弁したが、実際には、伐採現場で「枝葉」と「幹」に区分けされ、「幹」の部分のみまとめてトラックに積み込まれているのであるから、再資源化施設での「手選別」はあり得ない。全く手をかけていないにも関わらず、かかる説明を議会ですたことは、議会及び市民への背信行為である。

(エ) 平成11年11月10日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知に、「根株等を製材用材等のように一般的に有価で取引きされているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである」と明確に記載されている通り、木材市場で売却した「幹」が産業廃棄物に該当しないことを知りながら、また、50kmも離れている河本組を再資源化施設とし、その途上20km地点にある木材市場に搬入していたことを知りながら、業者と一体となってその事実を隠していることが、地方公務員法に違反している。

(オ) 環境影響評価書に記載された計画を無視して、環境保全を図る措置をしなかったこと、先に行われた「恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事」とは真反対の産業廃棄物としたことは、意図的な何かがあったと推測されるものである。公務員が公務員として職務上尽くすべき義務に違反しており、ここには違法行為があると考えざるを得ない。

(カ) 上記の結果、払ってはならない産廃処分料を支払ったこと、市場売却益を返納させなかったことが、公金の不当支出にあたり、市民に損害を与えた。

(キ) 「幹」の部分は産廃ではないとの私たちの指摘を正しいと考え、広島市は、平成28年11月17日に請負業者に対して、追加で用地取得した土地の伐採範囲については、有価物となる木材を分別し、売り払いを

行うことを指示した。〔事実証明書17〕

広島市は、この指示書をもって、平成28年12月以降の伐採においては、有用物として直接市場に搬入し、売却益を市に返納することとしたと称している。そのように見直した理由を「工事請負契約の締結後の昨年9月に、売買契約を締結した土地所有者の方から、大切に育てた木を廃棄物として取り扱うのではなく、建築資材として扱って欲しいとのご要望をいただいたため、昨年12月から伐採木の中で、建築資材への活用が可能なのは、元請け業者が直接木材市場の方で売り払うよう見直しております。」と議会（H29.3.8予特）で説明したことは、問題の本質を隠して議会を欺くものであり、不当行為にあたる。

(3) 請求の対象となる職員

- ・ 本件工事の契約者 松井一實広島市長
- ・ 本件工事の契約責任者 橋國雅文環境局埋立地整備部長
- ・ 本件工事の実施責任者 神田裕明前恵下埋立地建設事務所長
- ・ 本件工事の現場責任者 松島邦彦前恵下埋立地建設事務所専門員
- ・ その他、本請求理由による公金の違法・不当支出に関わったすべての職員（氏名不知）

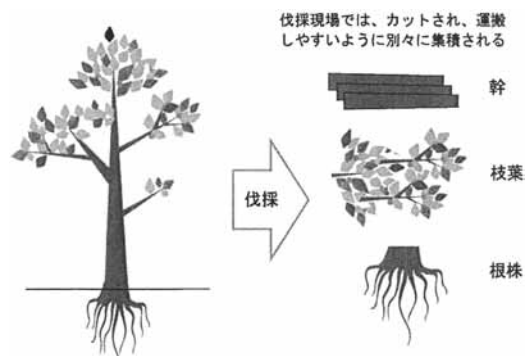
(4) 損害の推定

違法に支払われた産廃処分費 推定1,000万円  
市に返納すべき木材の売却益 推定1,000万円  
合計2,000万円

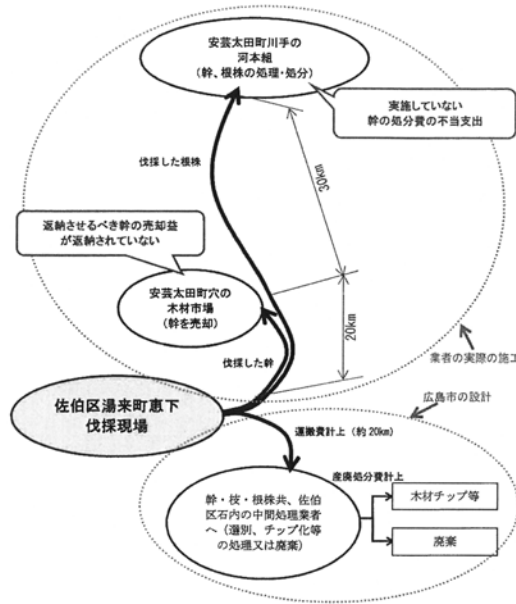
(5) 請求する措置

- ・ 不当な公金支出の是正（設計変更による違法・不当な支出の返納）
- ・ 関係職員の処分

(6) 問題点の図化



- 「幹」は製材用材としてそのまま木材市場で売買（再資源化の工程がない）
- 「枝葉」は、破砕機でチップ等にして再資源化される
- 「根株」は土がついているが、破砕すれば再資源化可能。不可能な場合は廃棄される



(7) 住民監査請求を行うに至った想い

広島市の次期一般廃棄物最終処分場として計画・整備されている「恵下埋立地」の工事において、不適切な公金支出が行われました。

恵下埋立地は、広島市佐伯区恵下地区の山林約102haを事業地とする計画で、そのうち約31haを開発するものです。「恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事」によって約3haがすでに開発済み（建設工事は平成24年7月5日から平成28年1月29日にかけて行われた）であり、今回「恵下埋立地（仮称）建設工事」により、広範囲にわたって大規模伐採が行われています。

この地は山林ですから、まず最初に立木の伐採が必要となります。

恵下地区は、江戸時代「御建山（おたてやま）」と呼ばれ良質木材の産地として手厚く育成・保護され、明治時代以降も営林署や民間で手厚く造植林されてきたところです。ここを広範囲に伐採し環境に影響を与える事業ですから、環境保全に十二分に留意することが求められています。

環境影響報告書には、本事業が環境保全措置の一つとして、伐採木の再利用・再資源化を図る計画であることに対して、「可能な限り建築資材等としての再利用や、チップ化等により、再利用・再資源化を図ることにより、廃棄物の発生の低減が見込まれます。」と評価しています。

しかしながら、そのように評価した広島市自身が、恵下埋立地（仮称）建設工事において、伐採木をすべて産業廃棄物として処分する設計としました。その設計に従い、工事を請け負った大林組JVによって、伐採木を「枝・葉」「幹」「根」の部分に現場で区分けした上で、トラックにより産業廃棄物の再資源化施設（枝・葉はゴールドフォレスト、幹・根は河本組）に搬出する処分計画が策定されました。

ところが、建築資材等として価値のある幹の部分は、産業廃棄物として処分されるのではなく、河本組への搬出途中にある木材市場に搬出し、有価物として売却されていました。

このことについて異議を唱えたところ、立木伐採を半分程度残した時点で方向転換し、幹の部分について、環境影響評価書に記載の通り、有用物として直接市場売却することとなりました。しかしながら、それ以前に伐採された部分については、有用物として市場売却されていたにも関わらず、設計を是正しなかったため、産業廃棄物処分費用と木材の市場売却益の両方を請負業者が違法・不当に得ることとなりました。

広島市は、環境影響評価での設計の考え方を踏襲することなく、環境に配慮することなく設計し工事を進めています。

平成17年度には、廃タイヤ等の燃える大規模な火事があり、大規模に燃え殻が存在し土壤汚染の可能性のあることを知っていました。平成19年度から22年度にかけての現地調査（ボーリング調査）では、燃え殻を掘り当てたにも関わらず、その燃え殻の分析を行うことなく土壤汚染のない土地として土地を取得したことや、土壤環境基準の2.9倍ものダイオキシン類や同じく8.2倍もの鉛の存在を放置し続けたことなど、広島市職員の対応に不信感を持ち、事務処理能力に不安を感じています。このような仕事の進め方をしている、安全・安心は確保できません。

全身全霊で職務に専念し、市民の福祉の向上に寄与できる組織に生まれ変わって欲しいというのが、切なる願いです。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添え、必要な措置を請求します。

（事実を証する事実証明書として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

〔事実証明書1〕本件工事に先立って行われた「恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事」において有用物として市場売買された売買記録の一部

〔事実証明書2〕本件工事設計仕様書（伐採木は、「幹」の部分を含めて、全て産業廃棄物としている）

〔事実証明書3〕大林組JVが作成した施工計画書（伐採木は全て産業廃棄物として処分。産廃処理業者（再資源化業者）を河本組（安芸太田町川手）としている）

〔事実証明書4〕広島市が大林組JVに木材市場での売却数量を聞き取り調査したもの

〔事実証明書5〕本件工事の施工体系図（賀茂地方森林組合が一次下請業者）



〔事実証明書6〕本件工事の「幹」の部分に係る処分費の基準及び概算処分費

〔事実証明書7〕木材運搬トラックが、伐採現場から河本組に行くのではなく、木材市場の方に道を変えたという目撃情報

〔事実証明書8〕議会答弁の抜粋（伐採木のすべてを産廃処分（再資源化施設に搬入）することとして設計計上し、施工業者もその通り再資源化施設に搬入していると答弁）

〔事実証明書9〕大林組JVが、伐採木をすべて産廃処分している（中間処理施設に搬入している）ことを広島市に回答した文書

〔事実証明書10〕伐採された樹木のトラックへの積込み状況（現場で、枝と幹の部分に分けられ、幹は4mに切断されたうえで集積して、トラックに積み込まれる）

〔事実証明書11〕平成11年11月10日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（「根株等を製材用材等のように一般的に有価で取り引きされているものとして利用する場合は廃棄物に該当しないものである」と記載）

〔事実証明書12〕伐採現場と木材市場、河本組との位置関係

〔事実証明書13〕本件工事の設計で見込んでいる産廃処分場（再資源化施設）の位置

〔事実証明書14〕広島市への文書での質問に対する広島市の文書回答

〔事実証明書15〕伐採木は可能な限り製材用材等として有効活用するとの環境影響評価書の記述

〔事実証明書16〕本件工事の産業廃棄物処理マニュアル開示請求に対する不存在決定

〔事実証明書17〕有価物となる木材を分別し、売り払いを行うことの指示書

## 第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備するものと認め、平成29年8月30日に、同月10日付けでこれを受理することを決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年9月13日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は新たな証拠として次の書類を提出するとともに、陳述を行った。

（新たな証拠として次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

- ・〔事実証明書7〕木材運搬トラックの目撃情報
- ・〔事実証明書10〕伐採された木の集積・積込み
- ・〔事実証明書15〕恵下埋立地環境影響評価書（抜粋）
- ・鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領（抜粋）
- ・県民の声・意見の内容

請求人は、以下の点について、陳述した。

- (1) 職員措置請求書に沿った内容の説明
- (2) 新たな証拠として提出した書類等に基づく補足説明
  - ア 土地と一緒に購入した立木の所有権について鳥取県と本件との比較
  - イ 本件伐採木の処分方法が環境影響評価書の環境保全措置の記載事項と異なること。

### 2 広島市長の意見書の提出及び陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成29年9月12日付け広施恵第320号により意見書が提出された。なお、陳述は行わなかった。

意見書の内容は、以下のとおりである。

#### (1) 本市の意見の趣旨

請求人の主張には理由がないため、本件措置請求は棄却されるべきである。

#### (2) 本市の意見の理由

##### ア 本件措置請求の要旨

本件措置請求の要旨は、おおむね次のとおりであると解される。

平成28年3月1日に広島市と大林・洋林・宮川建設工事共同企業体（以下「大林組JV」という。）との間で締結した恵下埋立地（仮称）建設工事（以下「本件工事」という。）の請負契約（以下「本件請負契約」という。）において、同年12月までの間、広島市は、伐採木のうち有用物（市場価値を有する幹）については産業廃棄物として処理すべきではないにもかかわらず、この有用物を含めて伐採木の全てを産業廃棄物として処理することとしていた。

本件工事の現場の立木は広島市の財産である（広島市に所有権がある。）にもかかわらず、大林組JVの下請業者（本件工事の現場における立木の伐採を行う業者）及び委託業者（発生した伐採木を産業廃棄物処理施設（再資源化施設）において処理を行う業者及び運搬業者）（以下「下請業者等」という。）が伐採木のうち有用物を売却した利益を得ており、当該売却によって生じた利益は、広島市にとっての損害（推定1,000万円）となっている。

また、広島市は有用物に係る産業廃棄物処分料に係る支出を計上しているが、当該処分料（推定1,000万円）を支払う必要はない。

よって、上記2点の損害（合計2,000万円）の補填及び当該職員への処分を求めるものである。

しかしながら、本件請負契約は、本市に何ら損害を発生させるものではなく、請求人の主張には理由がない。以下その理由を述べる。

イ 本市に損害を発生させていないことについて

(ア) 伐採木のうち有用物を売却したことによって生じた利益について

本件請負契約は、恵下埋立地（仮称）を建設するに当たって、工事の支障となる立木を除去するために、本市が大林組JVに対し、立木の伐採と伐採木等の処分を全面的に委ねたものである。したがって、本件請負契約成立時点で、当該立木に係る所有権は、本市から大林組JVに移転している。

よって、本市は、発生した伐採木が産業廃棄物であるか有用物であるかの如何に関わりなく、当該発生した伐採木の所有権を有していないことから、大林組JVの下請業者等に対して、当該伐採木の売却益を請求することはできない。また、当該伐採木の売却益を請求する法的根拠のない本市にとって、それが損害になるということとはあり得ない。

(イ) 有用物に係る産業廃棄物処分料を設計費に計上することについて

本市が本件請負契約において、伐採木の処理（立木の伐採、この伐採木の運搬及び根株の全てを産業廃棄物として処理するもの）に要する費用として設計した金額は、2億966万4,000円である。

他方、大林組JVが入札時に、本件請負契約の伐採木の処理に要する費用として提示した見積金額は、1億1,329万9,200円である。これについては、本件請負契約締結後に、本市は大林組JVから下請業者等が伐採木のうちの一部が売却できることを見越していたことから伐採木の処理に係る費用を安価に見積もることができたとの説明を受けたところである。（別添資料1の1参照）

よって、本市が設計した金額（2億966万4,000円）と大林組JVの見積金額（1億1,329万9,200円）との差額（9,636万4,800円）は、伐採木を有用物として売却することを見込んだことによって生じたものといえる。

また、仮に、本件請負契約において、伐採木の一部（10%）が有用物に当たるという前提で設計する（別添資料1の2参照）と、設計金額は、1億7,008万8,000円となり、上記大林組JVの見積金額（1億1,329万9,200円）の方が安価となる。

なお、本市は、大林組JVが産業廃棄物処理施設に搬出した伐採木のうち、市場で売却された木材の売却益は3,327万1,000円と確認している。（別添

資料1の3参照）

以上のことからすれば、有用物に係る産業廃棄物処分料として設計費に計上されている額は、本市に損害を発生させるものとはなっていない。

ウ 請求人の違法性・不当性に係る主張に対する反論について

請求人が主張する違法性・不当性（第1の1請求の要旨(2)イ）についても、請求人の主張には理由がない。以下その理由を述べる。

(ア) 請求の要旨(2)イ(ア)について

請求人は、有用物に産業廃棄物処分料を支払うのは違法な公金支出であると主張している。

しかし、平成11年11月10日厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（以下「厚生省通知」という。）は、根株等（根株、伐採木及び未木枝条）を有用物として利用する場合は廃棄物として規制する必要がないことを示したにすぎず、根株等を有用物として取り扱う場合の公共工事の積算について何ら言及するものではなく、本件請負契約において、有用物に係る産業廃棄物処分に必要となる料金を見込んでいることが違法となる論拠とはなり得ない。

(イ) 請求の要旨(2)イ(イ)について

請求人は、本件工事の現場に存在している立木が本市の財産であるのに、本市が、当該立木が市場で売却されていることを知りながら黙認していることは、違法・不当な行為に当たるなどと主張している。

しかし、上記イの(ア)のとおり、本件請負契約成立時点で、立木の所有権は、本市から大林組JVに移転していることから、違法・不当の主張は当たらない。

(ウ) 請求の要旨(2)イ(ウ)について

請求人は、伐採木について、実際には伐採現場で「枝葉」と「幹」に区分けされているのに、産業廃棄物処理施設（再資源化施設）で「手選別」によって廃棄物と価値のあるものとに分けられている旨を本市が議会で答弁したことは、議会及び市民への背信行為であると主張している。

しかし、大林組JVからの聞き取りを踏まえ、産業廃棄物処理施設において伐採木の手選別（選別処理）がされていると答弁したことは、本件工事の現場において伐採木を幹と枝葉に分別していることを否定したのではなく、議会及び市民への背信行為との主張は当たらない。

(エ) 請求の要旨(2)イ(エ)について

請求人は、厚生省通知があるにもかかわらず、産業廃棄物に該当しない「幹」を産業廃棄物として設計していること、また、それが直接木材市場に搬入されていることを知りながら、本市が業者と一体となってその事実を隠していることは、地方公務員法に違反していると主張している。

しかし、上記(ア)のとおり、厚生省通知は、伐採木のうち有用物を産業廃棄物として取り扱う場合の公共工事の積算について言及するものではない。

また、本市は、幹も含めた伐採木の本件工事の現場から産業廃棄物処理施設への搬出については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、電子マニフェストで確認しているところであり、本市が業者と一体となって事実を隠していることはなく、地方公務員法に違反している事実もない。

(オ) 請求の要旨(2)イ(オ)について

請求人は、本市が、①環境影響評価を無視して環境保全を図る措置をしなかったこと、②伐採木の取扱いについて、恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事とは真反対の産業廃棄物処理としたことは、公務員として職務上尽すべき義務に違反していると主張している。

しかし、以下のとおり請求人の主張に理由はない。

①について

本市が作成した「恵下埋立地（仮称）建設工事に係る環境影響評価書」（以下「環境影響評価書」という。）には、環境保全措置として、発生した伐採木について建築資材等として再利用することのみを掲げていたわけではなく、チップ化し代替燃料として再利用する方法もある旨記載している。本件請負契約における伐採木は、環境影響評価書のとおり発生した伐採木をチップ化できる産業廃棄物処理施設に搬出されている。

よって、環境影響評価書を無視し、環境保全を図る措置を行っていないという事実はない。

②について

平成24年度に発注した恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事の工事場所は、国有林として間伐等の十分な管理がなされ、一見して有用物が確認できるものであったことから、伐採木の一部を売却することを見込んで設計したが、本件工事は、民有地の立木を除去することを重視して設計したものである。

よって、事案に則した設計をしたところであり、公務員として職務上尽すべき義務に違反しているとはいえない。

(カ) 請求の要旨(2)イ(カ)について

請求人は、本市が、払ってはいけない産業廃棄物処分料を支払い、市場売却益を返納させなかったことが、公金の不当支出に当たり、市民に損害を与えたと主張している。

しかし、上記イのとおり、本件請負契約において、本市には損害が発生していないのであるから、公金の不当支出には当たらない。

(キ) 請求の要旨(2)イ(キ)について

請求人は、本市が平成28年12月以降、伐採木を売却した利益相当額を本件請負契約の代金から減額す

る取扱いに変更したことについて、請求人らの指摘が正しいと考えて行ったものであるのに、土地所有者から、大切に育てた木を廃棄物ではなく建築資材として扱ってほしいとの要望を受けたためであると議会で説明したことは、問題の本質を隠し議会を欺く不当行為であると主張している。

しかし、平成28年12月19日以降、伐採木のうち売却した利益相当額を本件請負契約の代金から減額することとしたのは、本件請負契約の締結時に未買収地であった土地所有者から、立木を市場で売却してほしいとの要望があったため、立木が有用物と確認できる場合の取扱いに切り替えることにしたものである。

なお、この取扱いの切替えは、本件請負契約の土工事施行条件9の⑫（未買収用地等の立木の搬入先について）において、取得する用地の立木補償条件等により、立木の搬出先が変更される可能性があることを記載していたことを踏まえてのものである。（別添資料2参照）

平成29年3月8日の予算特別委員会での本市職員の答弁は、こうした事実関係を説明したものであって、議会を欺く不当行為ではない。

エ まとめ

以上の次第で、請求人が主張する内容について、いずれも本市には何ら損害が発生していないことから、本件措置請求は棄却されるべきである。

（意見に係る証拠書類として、次の書類が提出されているが、添付を省略する。）

資料1 恵下埋立地（仮称）建設工事における伐採木の処分に係る費用等

資料2 恵下埋立地（仮称）建設工事土工事施行条件

3 監査対象事項

(1) 本件請負契約に基づく、発生木材運搬費及び伐採木処分費の支払は、違法又は不当か。

(2) 伐採木の売却益の返還を求めていることは、違法又は不当か。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された広島市職員措置請求書及び事実を証する書類、広島市長から提出された意見書及び関係書類並びに広島市の関係職員への調査により、以下のとおり確認した。

(1) 恵下埋立地（仮称）建設工事（以下「本件工事」という。）の概要

ア 恵下埋立地（仮称）建設工事請負契約（以下「本件請負契約」という。）の概要

- (ア) 工事場所 佐伯区湯来町大字和田
- (イ) 工期 平成28年3月1日から平成32年3月10日まで  
(契約締結日 平成28年3月1日)
- (ウ) 請負代金額 93億4,848万円(当初契約時)  
94億7,467万2,600円(変更契約時)  
(変更契約締結日 平成28年10月7日)  
変更理由 公共工事設計労務単価変更に対応するため
- (エ) 受注者 大林・洋林・宮川建設工事共同企業体  
(以下「大林組JV」という。)
- (オ) 工事内容 全体計画容量160万立方メートルのうち35万立方メートルの廃棄物埋立地建設工事(埋立地の用地約22万4,000平方メートルの造成その他工事)

イ 契約図書上の伐採木に係る記載

本件工事の特記仕様書、土木工事施行条件及び工事設計書には、伐採木について次の内容が記載されている。

(ア) 特記仕様書

|                                                                                                                                                                  |                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 13 建設副産物の搬出について                                                                                                                                                  |                            |
| (1) 工事の施工により発生する建設副産物は、下記の場所に搬入することとする。なお、指定場所等との協議等で他の受入れ場所へ搬入する必要がある場合又は、他の受入場所がない場合は、本市と協議し決定するものとする。なお、運搬、搬入等にあたり産業廃棄物に該当する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。 |                            |
| 受入場所                                                                                                                                                             |                            |
| 建設副産物                                                                                                                                                            | 搬入場所                       |
| 発生木材                                                                                                                                                             | 産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設 |

(イ) 土木工事施行条件

|            |                                                                                                                                                                                            |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 建設副産物関係 |                                                                                                                                                                                            |
| ⑤ 伐採木及び根株  | 本工事において発生する伐採木及び根株については、下記の受入場所に搬出することとし、所在地への搬出を見込んでいる。<br>ただし、下記の受入場所以外の「産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有し、木質チップ等として再資源化可能な再資源化施設」に搬出することを妨げるものではない。<br>施設名 株拓美造園樹木リサイクルセンター(名称変更があり、現在は株ゴールドフォレスト樹木リ) |

| 所在地                 | サイクルセンター)<br>佐伯区五日市町大字石内673-1番地                                                                                                                                          |    |    |          |                     |    |                   |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----------|---------------------|----|-------------------|
| 運搬距離                | 19.4km                                                                                                                                                                   |    |    |          |                     |    |                   |
| 9. その他              |                                                                                                                                                                          |    |    |          |                     |    |                   |
| ② 伐採除根量について         | 本工事の施行に当っては、伐採除根量(体積)について近隣工事の実績により、下記のとおり見込んでいる。<br>なお、下記の条件により難しい場合は、発注者と受注者の協議のうえ契約変更の対象とする。<br>伐除根10,000m <sup>3</sup> あたり                                           |    |    |          |                     |    |                   |
|                     | <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td>伐採木、木くず等</td> <td>1,300m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>根株</td> <td>900m<sup>3</sup></td> </tr> </table> | 項目 | 数量 | 伐採木、木くず等 | 1,300m <sup>3</sup> | 根株 | 900m <sup>3</sup> |
| 項目                  | 数量                                                                                                                                                                       |    |    |          |                     |    |                   |
| 伐採木、木くず等            | 1,300m <sup>3</sup>                                                                                                                                                      |    |    |          |                     |    |                   |
| 根株                  | 900m <sup>3</sup>                                                                                                                                                        |    |    |          |                     |    |                   |
| ⑫ 未買収用地等の立木の搬出先について | 取得する用地の立木補償条件等により、本条件明示7⑤に示す搬出先が変更となる場合がある。                                                                                                                              |    |    |          |                     |    |                   |

(ウ) 工事設計書(共通仮設費内の準備費)

| 名称      | 数量      | 単位             |
|---------|---------|----------------|
| 伐採・除根   | 224,000 | m <sup>3</sup> |
| 集積      | 224,000 | m <sup>3</sup> |
| 発生木材運搬費 | 224,000 | m <sup>3</sup> |
| 伐採木処分費  | 29,120  | m <sup>3</sup> |
| 根株処分費   | 20,160  | m <sup>3</sup> |

(2) 本件工事の前提となる事項

ア 恵下埋立地(仮称)整備事業(以下「埋立地整備事業」という。)用地内の立木

(ア) 支障物件調査

埋立地整備事業用地の取得に当たり、市において、立木の樹種名、胸高直径、本数及び林齢等が調査されている。

(イ) 立木の補償額

埋立地整備事業用地として購入された土地の面積は、96万7,074.73平方メートルで、立木の補償額の総計は、8,080万2,600円とされている。なお、この土地の面積のうち、本件工事により22万4,000平方メートルの範囲の立木を伐採することとされている。

(ウ) 地権者からの要望等

用地交渉等において、地権者2名から要望等があり、その1名から、平成27年10月14日及び同年12月16日に「伐採木を市場に持って行って欲しい。」との要望が、平成28年4月4日には「伐採木の扱いはどうなったか。」との質問が出され、広島市(以下「市」という。)からは、「この伐採木につ

いては、市場の方へ持って行けるように検討する。」との回答がなされている。

他の1名からは、平成28年6月30日及び同年10月4日に「伐採木を産業廃棄物扱いにすることは納得できない。」との意見が出されている。

イ 環境影響評価

本件工事を含む埋立地整備事業は、広島市環境影響評価条例第2条第2項第6号に規定されている廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業に該当するため、事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価が行われている。

恵下埋立地（仮称）整備事業に係る環境影響評価書（以下「恵下埋立地環境影響評価書」という。）の第8章 環境保全のための措置において、伐採木に係る措置については、次のとおり記載されている。

| 環境要素       |       | 環境保全措置                                                               |
|------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 15 廃棄物等    | 工事の実施 | ・伐採木の再利用・再資源化                                                        |
| 16 温室効果ガス等 | 工事の実施 | (伐採木に対して)<br>・建築資材等としての再利用<br>・チップ化し代替燃料として再利用<br>・マルチング材（袋詰め）として再利用 |

ウ 参考となる工事（恵下埋立地（仮称）取付道路建設工事（以下「取付道路工事」という。））

(ア) 取付道路工事の概要

- a 工事場所 佐伯区湯来町の大字麦谷及び大字和田
- b 工期 平成24年7月5日から平成28年1月29日まで
- c 請負代金額 16億6,333万4,400円（最終）
- d 受注者 フジタ・鴻治建設工事共同企業体
- e 工事内容 ①トンネル工事、②道路新設工事

(イ) 契約図書上の伐採木に係る記載

取付道路工事の特記仕様書及び土木工事施行条件には、伐採木について次の内容が記載されている。

a 特記仕様書

14 建設副産物の搬出について

- (1) 工事の施工により発生する建設副産物は、下記の場所に搬入することとする。なお、指定場所等との協議等で他の受入れ場所へ搬入する必要がある場合又は、他の受入場所がない場合は、本市と協議し決定するものとする。なお、運搬、搬入等にあたり産業廃棄物に該当する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。  
受入場所

| 建設副産物     | 搬入場所                       |
|-----------|----------------------------|
| 発生木材（伐採木） | 産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設 |

b 土木工事施行条件

|       |                                                                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伐採木関係 | 1. 工事区域の樹木は、伐採することとしているが、元は保安林であったことから売払い可能な有用な木があると思われるため、伐採木の約1割は売払い可能な樹木として算出している。<br>全伐採木1,640㎡のうち売払いを150㎡見込んでいる。<br>伐採量及び売払い量は、協議により変更する部分がある。 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(ウ) 積算

伐採木処分等の積算においては、当初設計時から共通仮設費内の準備費に、売払いが可能な伐採木については売払い金額がマイナス計上され、売払いができない伐採木については処分費がプラス計上されている。

(エ) 伐採木の売却実績

実績として、伐採木を売却できた数量は、136立方メートルとなり、当初の見込み（150立方メートル）より少なくなったため、数量減分を増額する設計変更が行われている。

(3) 入札

ア 入札の状況

本件工事は、一般競争入札で行われ、2者が入札している。2者とも低入札であり、最低価格提示者に対し低入札価格調査が実施された結果、最低価格提示者が落札者とされている。

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 予定価格              | 10,703,396,000円 |
| 調査基準価格            | 9,612,993,933円  |
| 入札者（業者名）          | 入札金額            |
| 大林・洋林・宮川建設工事共同企業体 | 8,656,000,000円  |
| 五洋・洋伸建設工事共同企業体    | 9,580,000,000円  |

※金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く。

イ 低入札価格調査

平成28年1月7日に市により、低入札価格調査の事情聴取が行われている。この中で、市の設計金額と業者見積金額の差額の比率が高い工種について調査が実施され、伐採に係る費用が含まれる準備費についても調査が行われている。

最低価格提示者（大林組JV）から提出された準備費の明細書では、伐採木・根株処分費が市の設計金額と差が大きかったため、市がその理由を聴き取りしたところ、大林組JVから、受け入れた木材をチップ化した上

で100パーセントリサイクルしているが、チップの需要が高まっており量的に相当見込めるなどのため、通常より安価な見積りとしたとの回答がなされている。

(4) 伐採に係る施工

ア 施行計画書の記載内容

平成28年4月13日付けで大林組JVから市に提出された施行計画書には、伐採工について次の内容が記載されている。

施工時期・数量

| 項目    | 施工時期             | 数量       |
|-------|------------------|----------|
| 伐採・除根 | 平成28年4月～平成30年12月 | 224,000㎡ |
| 伐採処分  | 平成28年4月～平成30年12月 | 29,120㎡  |
| 根株処分  | 平成28年4月～平成30年12月 | 20,160㎡  |

施工方法

- ・ 伐採前確認
- ・ 草刈・立木枝払い
- ・ 伐採
- ・ 伐採材集積
- ・ 除根
- ・ 場内運搬
- ・ 場外運搬・処分（伐採材積込）

バックホウにてダンプトラック（10t）に積込む。低木・枝葉類はパッカー車に積込み、過積載とならないように注意する。

ダンプトラック（10t）及びパッカー車で、所定の処分場所まで運搬し、処分する。

場外搬出前に、元請職員がマニフェストにより産廃項目・数量を確認する。

運搬中は決められたルートを走行し、交通規則の厳守により運搬する。

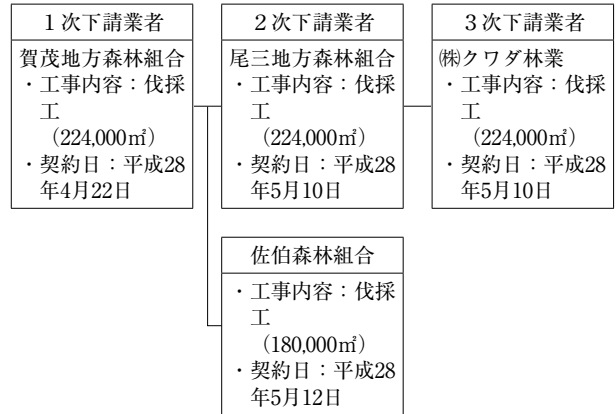
検測方法

| 項目    | 単位 | 検査時期     | 検査方法                     |
|-------|----|----------|--------------------------|
| 伐採工   | ㎡  | 伐採範囲を明示後 | 巻尺、測量機器及び設計図書により面積を算出する。 |
| 伐採木処分 | ㎡  | 伐採処理後    | マニフェストで確認する。             |
| 根株処分  | ㎡  | 伐採処理後    | マニフェストで確認する。             |

イ 施工体制

(ア) 下請契約の状況

平成28年5月16日付けで大林組JVから市に提出された下請業者通知書における伐採工の施工体制は、次のとおりとされている。



(イ) 伐採木（幹）及び根株の運搬・処分に係る委託契約の状況

本件工事における伐採木（幹）及び根株の運搬及び処分（中間処理）の委託契約は、次のとおりとされている。

| 項目 | 委託元        | 委託先     | 委託先の処分内容 | 委託先による再生品 |
|----|------------|---------|----------|-----------|
| 運搬 | (株)大林組広島支店 | 日高運送(有) | —        | —         |
| 処分 | (株)大林組広島支店 | (株)河本組  | 破碎       | 木くずチップ    |

ウ 伐採木の運搬・処分

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）上の扱い

廃棄物処理法第21条の3第1項において、廃棄物処理法上の事業者（以下「排出事業者」という。）は、建設工事を請け負った元請業者とされており、元請業者が、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととされている。

廃棄物処理法第12条の5により、排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合で、産業廃棄物管理票の代わりに電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェスト」という。）による場合は、

- ① 排出事業者は、産業廃棄物を引き渡した日から3日以内に、委託に係る産業廃棄物の種類及び数量等の必要事項を情報処理センター（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）に登録しなければならない。
- ② 運搬受託者は、運搬終了日から3日以内に必要事項を入力して情報処理センターに報告しなければならない。
- ③ 処分受託者は、処分終了日から3日以内に必要事項を入力して情報処理センターに報告しなければならない。
- ④ 排出事業者は、情報処理センターから運搬終了報

告又は処分終了報告の通知を受けたときは、運搬又は処分が終了したことをこの通知により確認しなければならない。  
こととされている。

(イ) 伐採木の運搬・処分の状況

本件工事における伐採木の運搬・処分については、電子マニフェストにより、産業廃棄物の種類及び数量、運搬受託者名、処分受託者名、産業廃棄物の引渡し年月日、運搬先の事業場名、運搬終了年月日、処分終了年月日等が管理されており、排出事業者である大林組JVにより、これらの内容が確認されている。

エ 伐採木の売却

市の調査によれば、伐採木が中間処理施設に搬入された後に、有価物と考えられる幹が木材市場に持ち込まれ売却されていたことが確認されている。幹の売却は、工事現場から中間処理施設に搬入された後、一次下請業者の賀茂地方森林組合が有価物と考えられる幹を中間処理業者から買い取り、木材市場に持ち込んで売却するという構図とされている。

幹の木材市場への持ち込みは、伐採木を工事現場から搬出し始めた平成28年6月1日から、市が伐採木の一部を有価物として取り扱い、大林組JVに直接売却を指示し、その準備が整う同年12月19日までの間に行われており、約3,800立方メートルの木材が、3,327万1,000円で売却されている。なお、この材積は、丸太から不要部分を切り落として角材にした体積（有効な矩形断面×長さ×本数）とされている。

オ 伐採木の処分方法の変更に係る市の指示

平成28年11月17日付けの工事打合せ簿において、市から大林組JVに対して、

- ① 追加で用地取得した土地の伐採範囲については、価値がある森林が比較的多いことから、有価物となる木材を分別し、売却を行うこと
- ② 売却の対象となる基準は、伐採木の末口の直径が20センチメートル以上のものとする
- ③ その他の範囲についても可能な限りこれに準ずること

などの指示がなされている。

これに対して大林組JVからは、平成28年11月18日付けの工事打合せ簿において、

- ① 売却及び運搬契約等の手続期間として、おおむね1か月程度必要となること
- ② その期間中の伐採木を仮置きする場所等もないため、運搬契約等の手続が整うまでの間は、これまでどおり搬出とすること

に関する協議の申出がなされている。

市からは、同日付けでこれを認める旨の回答がな

れ、加えて、契約等の手続が整い次第、速やかに売却を開始するよう大林組JVに依頼が行われている。

平成28年12月19日から、大林組JVにより伐採木が直接木材市場で売却されている。

なお、市からは、当該指示に関する変更契約については、他の変更内容がまとまった時点で合わせて行う予定であると聞いている。

(5) 伐採木が木材市場に直接持ち込まれ売却された事実

市の調査によれば、本件請負契約において、伐採木は全て中間処理施設に搬入するよう定められているにもかかわらず、伐採木の一部が工事現場から中間処理施設に搬入されることなく、直接木材市場に持ち込まれ、売却されたことが確認されている。

中間処理施設に搬入されることなく直接木材市場に持ち込まれた日は、平成28年6月1日、2日、3日、6日、7日の計5日で、持ち込まれた数量は、約880立方メートルとされている。

これに係る売却料金、また、これに係る伐採木の処分費及び運搬費の金額は、市及び大林組JVにおいて確認中であると聞いている。

(6) 本件工事におけるこれまでの支払状況

ア 支払金額及び支払日

| 年度     | 種別  | 支払金額         | 支払日        |
|--------|-----|--------------|------------|
| 平成27年度 | 前払金 | 94,500,000円  | 平成28年3月23日 |
| 平成28年度 | 前払金 | 247,000,000円 | 平成29年3月27日 |
|        | 部分払 | 119,205,000円 | 平成29年3月27日 |
|        | 計   | 366,205,000円 |            |

イ 平成28年度の支払状況

出来高に係る支払は、広島市建設工事請負契約約款第37条に規定されており、平成28年度においては、準備費（伐採・除根、集積、発生木材運搬、伐採木処分及び根株処分）の出来高を含め支払が行われている。

ウ 部分払に係る検査

当該検査については、広島市建設工事請負契約約款第37条第4項に規定されており、1回目の請求に係る出来形部分等を確認するため、市の検査を受けている。

平成29年3月10日に、検査担当課である技術管理課により検査が実施されており、工事検査調書に施行の確認が記されている。

2 判断

請求人は、売却された伐採木に発生木材運搬費及び伐採木処分費を支払ったこと並びに伐採木の売却益の返還を求めていることは違法又は不当であり、これによって市に損害が

発生したと主張するとともに、関係職員の処分を求めていることから、以下、検討する。

(1) 伐採木の発生木材運搬費及び伐採木処分費の支払について

本件請負契約において準備費として示される伐採木に関する工事は、①伐採・除根、②集積、③発生木材運搬、④伐採木処分、⑤根株処分とされている（工事設計書26頁）。

本件請負契約においては、建設副産物としての発生木材は、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入することとされており（特記仕様書7頁）、搬入すべき発生木材は産業廃棄物に限定されていないことから、有価物である発生木材も、中間処理施設に搬入すべきと解される。

ア 本件請負契約について

請求人は、本件請負契約においては伐採木を全て産業廃棄物として処分することが前提とされているにもかかわらず、その一部を木材市場で売却しており、その売却された伐採木は中間処理施設に搬入されているものの産業廃棄物として処分されたことにはならず、伐採木処分費が違法・不当に大林組JVに支払われていると主張する。

この請求人の主張が、本件請負契約において再資源化の工程を経ることなく売却された伐採木についても伐採木処分費を支払うこととされていることが違法・不当であるとの趣旨であるとするれば、住民監査請求は対象となる財務会計行為の後1年を経過したときは請求することができないとされているところ（地方自治法第242条第2項）、本件請負契約の締結は、平成28年3月1日になされたものであり、平成29年8月10日になされた本件措置請求は、請求期限を徒過している。

なお、請求期限までに請求できなかったことについて正当な理由がある場合は、請求することは可能であるが、請求人は、平成28年6月6日には、本件契約に基づいて伐採木がトラックに積載されて木材市場に運ばれていることを知っていたのであるから（本件措置請求に係る事実証明書7（追加提出分））、その日の翌日から起算したとしても1年を経過しており、請求期限までに請求できなかったことについて、正当な理由があるとはいえない。

したがって、本件請負契約の内容が違法・不当であるとする住民監査請求をすることはできない。

イ 中間処理施設に搬入されていない伐採木に係る発生木材運搬費及び伐採木処分費について

次に、市の調査によれば、平成28年6月において、有価物である伐採木が中間処理施設に搬入されずに売却されている事実が認められる。

これについては、中間処理施設に搬入されたものとして伐採木処分費に係る請負代金が、また中間処理施設に

運搬されたものとして発生木材運搬費に係る請負代金、それぞれ既に支払われ、又は支払われることになっているところ、これらは本件請負契約に基づく履行がされていない債務についての支払であり、市の損害と認められる。

この点、市は、意見書において、市の設計金額と大林組JVの見積金額との差額は伐採木を有価物として売却することを見込んだことによって生じたものであるところ、仮に伐採木の一部が有価物に当たるという前提で本件請負契約を設計しても設計金額は大林組JVの見積金額を上回ることから、市に損害は発生しない旨を主張する。

しかし、低価格入札の調査の際に市が大林組JVから聴取した内容によれば、準備費が低価格で見積もられた理由は、伐採木を産業廃棄物としてチップ化しリサイクルする予定の下、チップの需要が高く分量も多いと見込めること等であって、伐採木の一部を木材として売却し利益を得られる見込みがあることによるものではない。

また、現に成立した請負金額において約束された債務が履行されていないのであれば、それに対して支払われた金員が市の損害に当たるのは上述のとおりである。

以上のことから、中間処理施設に搬入されていない伐採木についての発生木材運搬費及び伐採木処分費に係る請負代金の支払は違法であるため、市は、大林組JVに債務不履行に基づく損害賠償請求を行う等の措置をとる必要がある。

ウ 中間処理施設に搬入された伐採木に係る発生木材運搬費及び伐採木処分費について

中間処理施設に搬入された伐採木については、その発生木材運搬費及び伐採木処分費の支払については、契約に従ったものであり、違法・不当な点はない。

また、支払の前提となる契約内容の違法・不当を、支払の違法・不当の理由とすることはできないとされている（最高裁昭和62年5月19日判決）。

以上のことから、本件措置請求のうち当該部分については理由がない。

(2) 伐採木の売却益の返還を求めていることについて

ア 中間処理施設に搬入されていない伐採木に係る売却益について

市は、立木の所有権は本件請負契約時に大林組JVに移転していることから、他人により伐採木が売却されても市に損害は発生しない旨を主張する。

しかし、立木の所有権移転時期については契約上特段の定めはなく、伐採後の処分方法として全量を中間処理施設に搬入することが規定されていることからすると、契約時に立木の所有権を移転させるのが契約当事者の合理的意思であったとの主張は直ちには認められない。

また、市の主張のように立木の所有権を契約時に大林



組J Vに移転させることは、公有財産の無償譲渡であり、所定の手続きが必要となるが、そのような手続はとられていない。

よって、中間処理施設に搬入した時点で、伐採木を廃棄するという市の意思により市が所有権を失うと解するべきである。

平成28年6月上旬において、中間処理施設に搬入することなく売却された伐採木については、売却された時点では、まだ市は所有権を有しており、売却により買受人が動産を即時取得した場合に、市は所有権を失うことになると解される。

以上のことから、その売却は市の所有権を侵害する行為であり、その売却代金は不当利得であるため、その売却を行った賀茂地方森林組合に対し、市は不当利得返還請求権を有する。

#### イ 中間処理施設に搬入された伐採木に係る売却益について

請求人は、伐採木の売却益の返納を求めない本件請負契約では、有価物である伐採木の財産価値を失うことになるので市の損害が生じると主張するとともに、伐採木の売却益を返納させていないという状況が違法・不当に財産の管理を怠る事実該当すると主張していることができる。

しかし、中間処理施設搬入後に売却された伐採木については、本件請負契約においては、本件工事において発生する伐採木の処理については中間処理施設に搬入することまでしか定められていないため（特記仕様書7頁）、搬入後に売却されたとしても本件請負契約上の債務不履行には該当しない。

また、上述のように、既に市が所有権を有しない物件であるため、その後の売却によっても市に損害が生じたとはいえない。

また、本件措置請求が、本件請負契約の内容が違法・不当であるとするものであったとしても、上述のとおり請求期限の徒過により住民監査請求をすることはできない。

以上のことから、中間処理施設に搬入された伐採木について、その後売却されたことによる売却益については、市はその売却行為者に対し、売却益の返還を求める法的根拠を欠き、違法・不当に財産の管理を怠る事実該当すると認められないので、本件措置請求のうち当該部分については理由がない。

#### (3) 関係職員の懲戒処分について

請求人は、売却された伐採木について、発生木材運搬費及び伐採木処分費を支払ったこと並びに売却益の返還を求めなかったことを理由に、関係職員の懲戒処分を請求している。

しかし、本件において大林組J V及び賀茂地方森林組合

に損害賠償請求等を行う必要が生じたのは、これらの者が本件請負契約で定められた債務を履行せず、伐採木を中間処理施設に搬入することなく売却したことによるものであり、この点について、市の職員に過失等の帰責事由は見当たらないため、本件措置請求のうち関係職員を懲戒処分するよう求める部分については理由がない。

#### 3 結論

以上のことから、本件措置請求のうち、中間処理施設に搬入されていない伐採木に関する部分については理由があると認め、大林組J Vに支払った発生木材運搬費及び伐採木処分費相当額について、大林組J Vに債務不履行に基づく損害賠償請求を行うとともに、当該伐採木の売却益については、賀茂地方森林組合に不当利得返還請求を行うよう勧告する。

その余の請求については、これを棄却する。

#### 第5 勧告

本件措置請求における請求人の主張には一部理由があるものと判断し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、市長に次のとおり勧告する。

1 広島市は、本件請負契約における元請業者大林・洋林・宮川建設工事共同企業体が中間処理施設に搬入していない伐採木に係る発生木材運搬費及び伐採木処分費について、その額を算出し、これを既に同企業体に支払っている場合には、その額について、同企業体に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求をするとともに、いまだ支払っていない場合には、その支払を中止するなど必要な措置を講ずること。

2 広島市は、賀茂地方森林組合が中間処理施設に搬入せずに売却した伐採木の売却益相当額について、その額を算出し、その額について、同組合に対し、不当利得返還請求をするなど必要な措置を講ずること。

なお、本勧告に対する措置の期限は、平成29年12月20日までとし、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同月27日までに監査委員に通知されたい。

#### 第6 意見

本件伐採地については、地権者への財産補償の際に立木の評価書面が作成されていたこと、恵下埋立地環境影響評価書には環境保全措置が規定されており、その内容として伐採木の建築資材等としての再利用・再資源化の実施が記載されていること、本件請負契約前に伐採予定地の一部地権者から伐採木を木材として売却してほしい旨の要請があったこと等の事情に照らせば、広島市としても、伐採予定地中に一定の財産的価値を有し、売却益を得る可能性のある有価物があることにつき、設計時に認識しあるいは認識し得べきであったが、これらの立木補償に係る事務や財産管理事務との関係を考慮することなく、漫然と「土木工事標準積算基準書の運

用」及び「広島市建設廃棄物の処分に関する積算基準」等に記載された原則に沿って、伐採木の売却を想定していない契約内容としていたことが認められる。

このため、伐採木中に有価物があることを前提として、その処理についても配慮の上で契約がなされていたならば、今回のような問題には至らなかったものと考えられる。

本件請負契約締結が監査請求時点で1年を徒過しているため、契約内容そのものが住民監査請求の対象とならないのは上述のとおりであるが、本件請負契約が全体として最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう検討し、今後予定される契約変更において協議するとともに、今後同様な請負工事等の設計に当たって、有価物の財産価値を認識した設計とするため、適正な事務処理を示した手引や設計積算基準の整備等に取り組みたい。